

三春町告示第9号

平成21年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年2月23日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 平成21年3月5日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成21年3月5日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番	萬年智	2番	影山初吉	3番	渡辺泰譽
4番	佐藤弘	5番	儀同公治	6番	日下部三枝
7番	三瓶正栄	8番	陰山丈夫	9番	上石直寿
10番	渡辺渡	11番	佐久間正俊	12番	小林鶴夫
13番	佐藤一八	14番	渡邊勝雄	15番	柳沼一男
16番	本多一安				

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 4号 三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 5号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について
- 議案第 6号 三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 7号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 田村地方視聴覚教育協議会の廃止について
- 議案第15号 三春町福社会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第16号 沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について
- 議案第17号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第18号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第19号 三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について
- 議案第20号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第21号 平成20年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第22号 平成20年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第23号 平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第24号 平成20年度三春町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 平成20年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成20年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 平成20年度三春町敬老園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第28号 平成20年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第29号 平成21年度三春町一般会計予算について

- 議案第 30 号 平成 21 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
議案第 31 号 平成 21 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 32 号 平成 21 年度三春町老人保健特別会計予算について
議案第 33 号 平成 21 年度三春町介護保険特別会計予算について
議案第 34 号 平成 21 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
議案第 35 号 平成 21 年度三春町病院事業会計予算について
議案第 36 号 平成 21 年度三春町水道事業会計予算について
議案第 37 号 平成 21 年度三春町下水道事業等会計予算について
議案第 38 号 平成 21 年度三春町宅地造成事業会計予算について

報 告

- 報告第 1 号 専決処分の報告について

平成21年3月5日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 影 山 敏 夫

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 税 務 課 長	佐 藤 哲 郎	保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作
産 業 課 長	吉 田 功	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	織 田 芳 子	企 業 局 長	橋 本 正 亀

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	加 藤 康 子

農業委員会会長	影 山 喜 一
---------	---------

代表監査委員	野 口 邦 彦
--------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年3月5日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託

第 9 報告事項について
6、会議次第は次のとおりである。
(開会 午前10時00分)

……………開 会 宣 言……………

○議長 ただいまより、平成21年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、14番渡邊勝雄君、15番柳沼一男君の
両名を指名いたします。

……………会 期 の 決 定……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より3月18日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より3月18日までの14日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご
了承願います。

……………諸 般 の 報 告……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。
監査委員より、平成20年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果報告がありましたので、
その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………議 案 の 提 出……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りしました「議案第3号 町道路線の認定及び変更について」から「議
案第38号 平成21年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの36議案であります。

……………町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 おはようございます。
平成21年3月定例会の開会にあたり、新年度の施政方針を申し上げます。
世界的な金融情勢の悪化に伴い、实体经济への影響から、先行きの見通しが立たない経済不況
下において、わが町にもその影響が確実に現れてきております。このような状況下ではありますが
三春町においては、しっかりと地に足をつけて取組んでまいりたいと考えております。私たちが、今
取り組まなければならないのは、将来を見据えて、必要な手立てを講じることだと考えておりま
す。その前提となる視点について若干述べさせていただきます。
まず、財政運営についてでございます。本町では、「三春町集中改革プラン」に基づき、財政運
営の健全化に向け取り組んでおり、その結果、町債残高の減少や実質公債費比率の改善など成果
がでていてと考えておりますが、昨年後半からの景気の後退などにより、町民税をはじめとする

税収の落ち込みが予想され、改革を進めるうえで、大きな課題となっております。このような状況にあつて、数々の課題に取り組んでいくには、事業の必要性や有効性、効率性を精査し、見極めることにより、より優先度の高い事業に財源を振り向けることが大事であると考えております。

次に、町民の力です。私は常々、町民の目線にたつて町政を運営したいと申し上げております。このことは、町民の立場に立つこととともに、町民とのつながりを大事にしたいという願いを含めております。「三春が好きだから、自分たちで良くしていく。」、三春には、歴史や自然、文化を守り、活かそうと考える方々がたくさんおります。これからは、これまで以上に、こうした町民の協力なしには、町政運営は成り立たないと考えております。町民の皆様一人ひとりと向き合い、町政を運営してまいります。

以上の視点をもとに、3月定例会においては、21年度の一般会計当初予算をはじめ、議案の審議をお願いいたします。

まず、予算編成に当たっては、地方自治体を取り巻く厳しい環境、また、限られた財源のなかで、「第6次三春町長期計画」の基本理念、町が抱える課題、町民の皆様からの要望等に対処する予算編成を行いました。

第1点は、保育所・幼稚園、小中学校の再編についてであります。特に、中学校再編方針につきましては、各まちづくり協会をはじめ関係機関との懇談会において、了承をいただけたことから、21年度は建設に向けて具体的に事務を進めてまいります。なお、21年度予算においては、統合中学校建設に備えるべく、教育施設整備事業基金積立金を1億円計上したところであります。また、小学校をはじめ教育施設等の耐震改修対策を進めてまいりたいと考えております。

第2点は、20年度より拡充いたしました少子化対策であります。本事業につきましては、0歳から1歳の乳幼児を持つ家庭に、「オムツ」、「ミルク」券を交付する「すくすく赤ちゃん応援事業」、18歳未満の子供を3人以上養育している世帯のうち、就学前の第3子以降の幼児の保育料及び幼稚園保育料の無料化並びに支援、自宅で養育している保護者への養育支援を行う「多子世帯養育支援事業」、また、男女の出会いの場を創設する「ふれあいの交流会事業」を21年度も継続して実施することにいたしました。また、妊婦健康診査につきましては14回までを無料化し、乳幼児医療費助成につきましては、今年10月より、小学6年生まで拡充するなど町独自の支援を行うことにいたしました。今後も支援のあり方等の検討を続けながら、充実してまいりたいと考えております。

第3点は、町立三春病院を核とした保健、福祉、医療等の充実であります。町立三春病院については、昨年新病院が開院し、施設整備はほぼ完了いたしましたので、今後は機能の充実に努め、町民の健康増進に活用してまいりたいと考えております。

なお、指定管理者である星病院より昨年11月度より黒字経営になったとの報告を受けておりまして、喜んでいるところであります。合わせて、20年度より2ヵ年継続事業で実施しております敬老園の移転改築事業につきましては、今年秋の移転に向けて工事を進めているところであります。長年不便をおかけしました在園者の皆様に喜んでいただけるよう取り組んでまいります。

第4点は、産業振興に取り組むことであります。雇用対策、少子化対策等町の活性化を図るためには、町内企業の振興と新たな企業誘致を図る必要がありますので、その対策を講じているところであります。当面の直接雇用対策として、通常の臨時職員の他に、ふるさと雇用再生基金事業、緊急雇用創出基金事業を実施することにいたしました。

また、滝桜などの春の観光だけでなく、街なか観光、通年型観光を目指し、昨年度より進めて

おります三春ダムサイトの紅葉山の整備、城山公園の整備を実施することで予算を計上いたしました。観光を推進するうえで、ソフト面の充実を図るため、町民のボランティア等のご協力を頂き体制の整備を進めているところでもあります。

次に、商店街をはじめとする街なかの賑わいを図る方策であります。21年度は桜川改修事業に伴い中心市街地で操業している大型店の移転に向けて、関係者とともに早期に実現できるよう努めてまいります。

次に、農業振興については、食の安全が叫ばれている中で、消費者が安心できる農産物を提供できるよう、生産・販売体制を支援してまいります。また、農業の担い手については深刻な状況となっており、現在町内26集落で実施している第2期中山間地域等直接支払制度の最終年度であることをふまえ、今後の集落営農の展開等、農村地域のあり方について議論を深め、方向性を見出してまいりたいと考えております。

第5点は、道路整備をはじめとする安全対策等「暮らしやすいまちづくり」についてであります。町民が災害に遭わず、安心して暮らせることが行政の取組むべき仕事であります。この施策を推進するためには、行政だけでなく、関係機関・団体等との連携が重要でありますので、これを強化するとともに次の事業を重点に促進してまいりたいと考えております。

まず、桜川河川改修事業であります。現在八幡町地区から上流区間にかけて、事業が進められていることから、町としても関係地権者の移転等、生活再建対策に取り組んでまいります。

次に、町道南原芹ヶ沢線をはじめとする町内の幹線道路等の整備については、地域の要望等をふまえ鋭意進捗を図ってまいります。

また、消防施設をはじめ、交通安全施設、防犯施設等の整備については、20年度国の第2次補正予算と連動させて整備を進めてまいります。

第6点は、公共施設の長期有効活用を図るため、施設の修繕計画を策定し、年次計画に基づき、維持・修繕に取り組んでまいります。

第7点は、住民との協働によるまちづくりであります。特に、各地区まちづくり協会が年々独自の計画を展開しておりますので、各協会との連携を強化し、協会活動を支援してまいります。また、出前懇談会を積極的に推進する等、行政と地域住民との連携にも力を入れてまいります。

次に、町内には「三春町国際交流協会」をはじめ、6団体がNPO法人の認証を得て活動しておりますので、これらの団体と連携し、設立の目的が達せられるよう、支援してまいりたいと考えております。

また、地方自治体の財政状況が厳しくなり、職員を削減している状況下では、子育て、福祉、生涯学習、文化などの分野で活動されている団体のご協力が重要でありますので、これらの関係者との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上21年度の主な施策等についてであります。このほかにも「三春町集中改革プラン」に基づく行財政改革を今後も進めてまいります。町職員の定員適正化、事務事業の評価による業務見直し等、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、窓口事務等の経常事務も改善を進めてまいります。その一環として今回行政組織の一部見直しを実施することにいたしました。

なお、これらの諸事業に取り組む21年度一般会計当初予算は、75億9千9百88万円で、前年度に比べ8千3百99万円、1.1%の増で、この財源の主なものは次のとおりであります。

まず、町税については、17億6千3百6万円を見込みました。

次に、地方交付税については、前年度比3千1百万円増の20億8千万円を、使用料・手数料については、1億4千1百71万円を見込みました。

次に、国県支出金については、三春病院費県補助金４億円をはじめ、敬老園改築県補助金１億９千５百万円、道路整備費国庫補助金６千９百３０万円等、１１億７千３百６７万円を見込みました。

次に、繰入金については、三春病院事業基金繰入金４億円等、６億９千３百７万円を計上いたしました。

次に、町債については臨時財政対策債３億９百万円、繰上償還に充当する借換債２億３千６百１０万円、その他建設事業債１億９千９百２０万円等、合わせて７億４千４百３０万円を計上いたしました。

これにより、２１年度末の一般会計の町債残高は９８億円台になる見込みであります。

また、国民健康保険をはじめとする特別会計、上下水道事業等の企業会計の当初予算につきましては、その目的に沿って予算を計上いたしました。

最後に、今定例会に提案いたしました条例制定、条例の一部改正等の議案説明につきましては、別添議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議のうえ全議案議決賜りますようお願い申し上げ、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第３号から議案第３８号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第３号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４号、「三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第５号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第６号、「三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第７号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第８号、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号、「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号、「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号、「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号、「田村地方視聴覚教育協議会の廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号、「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「平成20年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「平成20年度三春町老人保健特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「平成20年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「平成20年度三春町敬老園事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「平成20年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成21年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成21年度三春町老人保健特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号、「平成21年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号、「平成21年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号、「平成21年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号、「平成21年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号、「平成21年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号、「平成21年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第38号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任

委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 報告事項について ……………

○議長 日程第9、報告事項について。「報告第1号 専決処分の報告について」

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承をお願いします。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

三春小学校の傍聴者の皆さん大変ご苦勞様でございました。これを持ちまして散会をいたします。
ご苦勞様でございました。

(散会 午前10時31分)

平成21年3月6日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 影 山 敏 夫

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 税 務 課 長	佐 藤 哲 郎	保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作
産 業 課 長	吉 田 功	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	織 田 芳 子	企 業 局 長	橋 本 正 亀

教育委員会委員長	(午前) 深谷 信吾 (午後) 職務代理者 佐久間藤人	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	加 藤 康 子

農 業 委 員 会 会 長	影 山 喜 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年3月6日（金曜日） 午前10時開会
第 1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

..... 開 会 宣 言

○議長 ただ今より本日の会議を開きます。

..... 一 般 質 問

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。

成年後見制度利用支援事業について伺ってまいります。成年後見制度は認知症や知的障害、精神障がい者などで、判断力が十分でない人の財産管理や、身の上の看護また介護施設への入所退所などについて、契約や遺産分配などの法律行為などを自分で行うことが困難な方々を支援するのがその目的であると伺っております。その成年後見制度利用支援事業についての概要について詳細に伺いたいと思います。

最近、家族の少ない高齢者また身寄りの少ない高齢者など、また県外などで就職して定年になって東京あたりといいますか県外などで生活して子供もいない、実家が三春だというようなことで、実家の近くで余生を過ごしたらいいなというような問い合わせも、ここ最近私も伺っております。実家の方は甥っ子の子供とかそういうような方々でなかなか話を取り入れてくれないとか、目に余ることが多くございました。そういう話を聞きまして、東京ではなかなか施設に入るのも難しいというようなことを切々と訴えておることを聞きました。そういう高齢者が多くなっている傾向にも感じられます。介護保険サービス、障がい者福祉サービスの利用などの観点から認知症の高齢者、知的障がい者にとって、制度の利用が認められておりますが、制度に対する理解がまだまだ不十分であると言わざるを得ません。また成年後見制度利用促進のため、例えば在宅介護支援センターとか居宅介護支援業者などを通じて、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成とか配布、また高齢者やその家族に対するこの後見人制度の説明とか相談会とかの開催、また制度の利用に関わる経費などに対する助成について、いろいろその対応が地域の方々に知らせなくてはならないのかなということを実感しております。そういうようなことから成年後見制度利用促進のための我が町での広報、普及活動の実施状況等について伺ってきたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 それではただ今の質問にお答え申し上げます。

重度の知的障害、精神障害等の方々については後見人の必要性は高く、財産を管理したり、入所等の契約を結んだりといった法律関係においては支援と保護を必要とする事案が最近増えております。このため国では平成12年度に成年後見の制度を設けました。

三春町では、現在18名の方が、後見人等の選任を受けております。

さて、お質しの「成年後見制度利用支援事業」ですが、制度の紹介や相談、支援団体の紹介及び後見人等選任のための申立て手続きなど後見制度の利用を支援する事業でございます。

また、金銭的な理由や、親族が居ない等で申立てができない方に代わって市町村長が申立てを行ったり、申立て費用や選任後の後見人報酬について本人の収入に応じて補助する制度も設けられております。

三春町における成年後見制度に対する相談支援業務ではありますが、現在、町は社会福祉協議会に委託して、地域包括支援センターで対応しております。

それから普及活動についてでございますが、社会福祉協議会では、現在デイサービス利用者に対して制度の説明を行っているほか、窓口において家族やケアマネージャーからの相談に対応してまいりました。

平成20年度の例について申し上げますと、2月末までに23件の権利擁護の相談がありました。このうち、緊急性がある事案については、公証人役場や家庭裁判所に同行しての支援などを行ってきたところ です。それから一般高齢者についてでございますが、現在各種出前講座をやってございます。こういう中で制度の概要を紹介しております。今後は、さらに広く周知すること ことで、町広報それから老人クラブの勉強会等に出向いて制度の普及を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 第2の質問に移ります。地上デジタル放送移行について伺ってまいりたいと思います。

テレビは国民生活に深く浸透した情報基盤であります。そのテレビ放送が従来のアナログ放送という方式から付加価値の高いサービスが実現できるデジタル放送という方式に変わります。町民の皆様にももっとも広くご視聴いただいている地上デジタル放送も平成23年7月24日 を目標にデジタル放送への切り替えを進めております。最終的にはアナログ放送を終了する予定になっております。地上デジタル放送は平成15年12月から3大都市で開始され平成18年12月に全都道府県で開始されております。地上テレビ放送がデジタル放送に変わると、大型画面のテレビがきれいに映るというような楽しみが多くなっておるそう でございます。そういうふうなことから我々テレビまた愛好者また町民にとっても一人ひとりが大きなメリットがあるということが謳われております。障がい者などへの町としての対応策の状況について1点目 伺っていききたいと思います。

2点目でございますが、この切り替えになってもですね、生活困窮者、テレビが買えないとかいうようないわゆる生活保護世帯に対してへの町でどういふような支援をしていく予定なのか、その辺を伺っておきたい と思います。また、デジタル放送になってもなかなか鮮明に映らない、難視聴対策などについても伺っていききたいと思います。そういうようなことが日に日にアナログ放送がデジタル放送に変わる過程において、大量に処分されるテレビ、「もっと使えるんじゃないか」とか「チューナーだけで対応できんじゃないか」とか、高齢者の方々はそういう不安も持っております。「地上デジタル放送とはどういふようなテレビなんだい」ということも聞かれますが、私も専門的なことは最近勉強して分かったわけ でございますが、そういうことからいろいろ特に高齢者とか障がい者とかに対する相談体制の充実の強化を一段と強めていくべきだと私はそう と思いますが、伺いたい と思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 14番議員の質問にお答えいたします。

第1点目の高齢者や障がい者等への対応についてでございますが、総務省において高齢者や障がい者等への対応として「テレビ受信者支援センター」を設置し、高齢者や障がい者への個別訪問による説明会を計画していると聞いております。

第2点目の経済的に困窮の方への支援ですけれども、「地上デジタル放送推進総合対策」の中で、生活保護世帯等を対象に、受信機器購入などの支援を実施する予定と伺っております。

3点目のデジタル難視聴対策等については、「テレビ受信者支援センター」において、測定車による測定や、受信方法の助言や対応が行われる予定であります。

町としましては、こうした国の動向を踏まえまして、4点目、5点目の質問でありました支援の方法やアナログテレビのリサイクル対策を検討するとともに、相談体制等を町広報で周知してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件について、質問いたします。

始めに、緊急雇用対策についてお尋ねいたします。

アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況により、日本の景気も加速度的に悪化を続け、雇用を取り巻く情勢も益々厳しさを増してきています。1月30日の厚生労働省の調査で、昨年10月より今年3月までに全国で約12万5千人の非正規雇用労働者の雇用喪失が見込まれ、福島県においては、4,911人全国で愛知県・長野県に続いて3番目に多い規模の非正規労働者が職を失うとの報告がなされました。

福島労働局の調べでは、中通りが3,749人、会津が766人、浜通りが396人、さらに12月までに正社員で職を失った者は730人でありました。

今なお雇用情勢は、非常に厳しい状況にあります。

雇用対策については、失業を食い止めることに加え、当面の働く場を確保し、雇用不安を解消していくことだと考えます。

そこで、現在町が行っている緊急雇用対策について、次の4点について答弁願います。

- 1) 昨年10月より今年の1月までの三春町における失業者数について。
- 2) 三春町の企業の現状について。
- 3) 町としての対策について。
- 4) 相談窓口に来た人数とその対処について。以上よろしくお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

吉田産業課長！

○産業課長 4番議員の質問にお答えいたします。

一点目の三春町における失職者数につきましては、一つの指標として、昨年10月から今年1月までの期間中の社会保険から国民健康保険への切り替え件数は293件であり、対前年同期比で81件増加しており、企業等を離職された方々は増加傾向にあるものと推察されます。

なお、郡山職業安定所管内での企業の解雇に関する情報といたしましては、平成20年10月に3件80人、11月に7件99人、12月に14件169人、平成21年1月に17件532人となっており、三春町を含めた管内立地企業の雇用情勢は極めて厳しい状況で推移しております。

二点目の町内企業の現状に関しましては、企業の方々の協力を得て情報収集を行っておりますが、特に機械器具製造業や電子部品製造業等、製造業関係企業の方々は非常に厳しい状況下にあり、一部の企業においては前年同月比で売上が1/2以下に減少するなど出ております。いずれも生産調整に伴う操業時間短縮等を実施している企業がほとんどであり、今後、工場再編の時期が早まるとの企業情報もあります。

また、悪化する雇用環境の中、休業に伴っての国の「雇用調整助成金制度」や「中小企業緊急

雇用安定助成金制度」を利活用する等、引き続き社内での雇用の維持、確保に向けた対策に取り組んでいる事業主の方々も数多く見受けられます。

三点目の町としての対策につきましては、町内企業各社での離職者を出さない、あるいは雇用確保に向けた取り組みとともに、町としても、直接雇用となる平成21年度での町臨時職員採用や国の雇用機会の緊急確保対策としての「緊急雇用創出事業」、さらには企業への委託による「ふるさと雇用再生特別交付金事業」などを活用し、新たな雇用機会を創出するため、21年度の事業実施に向け当初予算に計上させてもらっております。

四点目の相談窓口に来た人数とその対処に関しお答えいたします。

町では、複雑化する社会情勢を反映しての町民の方々のさまざまな悩みに関する相談に対応するため、雇用関係の相談を含めて「総合生活相談窓口」を設け対応を行っております。

1月9日の窓口開設後、これまで概ね10数件の相談があり、その中で雇用若しくは雇用に関連した相談は電話での応対を含めて5件ありました。内容はさまざまありますが、何れの相談者の方も安定した収入が得られる正社員としての雇用を希望している場合がほとんどであり、まずは職業安定所での求職登録手続きを促すとともに、必要に応じ職業安定所と相談して情報提供を行うなどの対応を行っております。

町といたしましては、引き続き町内立地企業の雇用動向の把握に努めるとともに、郡山公共職業安定所や三春町商工会等の関連諸団体との連携、情報を共有し取り組んで参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 2点ほどお伺いをしたいと思いますけれども、1点目はですね、町の対策対処と申しますか非常に難しいと思うんですけれども、町内の企業の把握それなりに把握をしている。この企業との意見交換会と言いますか、そういう場というのが定期的に設けられているのか、ある意味ではそういう場がなければ作る必要があるだろうし、今後やっぱりそういう町内企業により以上に働きかけ、ある意味では情報交換を含めてやるべきではないかと考えます。二つ目は商工会との問題もあると思うんですね。商工会並びに町内企業に対しての先程の話から言えば、とても雇用できる現状ではない。ワークシェアリングと言いますか、仕事の量についても調整をしながらやっているのが現状だという答弁でしたので、そういう雇用をする現状にはならないのかと思いますけれども、やはり雇用できる臨時的にも出来る、役場は役場としてやられているようでありますけれども、そういう呼びかけも含めてですね、やっぱり対応をすべきではないかと思うんですね。その2点今後の問題としてお聞かせを願えればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

吉田産業課長！

○産業課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、町内の企業の動向等の把握、あと定期的にそういうものがあるのかというお話しですけれども、これについては今現在定期的な会合は持っておりませんが、私どもあるいは商工会等で企業の方にお邪魔をしながら情報交換をしている状況がございます。先日ですけれども、労働福祉協議会の方で全体的に意見交換、情報交換しようということで会合がありまして、私どもも出席をさせていただいて、情報交換をさせていただいておりますけれども、今後も状況を見ながらその辺もさらに充実させていくのか前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。もう1点町もそうですけれども、いろんな事業所ですね、雇用と言いますか、少しでも生み出していくということですので、これについても町として

もいろんな形で企業の方にはいろんな制度も使っていただきながら、雇用を維持していただくということも含めて、新たにその雇用といいますか生み出していただけるように、少しでも町としても呼びかけを強めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 先程最初の答弁でちょっと再質問で聞き漏らしましたのでお尋ねいたしますけれども、1月9日から窓口、雇用関係については電話を含めて5件くらいと、感じとしては5件、だいぶ少ないなとこういう気がするんですね。それで窓口相談に来やすいというか、ある意味ではそういうことを知らないのか、やはり全体的にはかなりの非正規雇用の方がやっぱり職を失っていると、三春においても少なからず居ると思うんですね。そういう人からの相談がある意味5件だというのは、広報の仕方といいますか、ある意味では三春の広報にこういうことだけでなく、やっぱり緊急雇用独自のチラシといいますか、そういうものを出す。そして多くの人が相談に来れるというか、そういう体制を作るということも必要ではないのかな。5件ではないと思うんですけども、その辺についてどう思われるか。

○議長 当局の答弁を求めます。

吉田産業課長！

○産業課長 再々質問にお答えいたします。

1月9日の総合相談窓口を開設いたしまして、全体としては十数件で先程申し上げましたように、雇用関係については5件ございました。これまでに町の広報、ホームページ等を使いながら呼びかけをしておりますけれども、幸いなことにといいますか、国県のセーフティーネットといいますかいろんな制度が徐々に整ってきているのかなという感じもしております。雇用関係につきましては町だけではなくて、いろんな形で所管も含めまして相談窓口が今出来ているということもあるかと思っております。いずれにいたしましても町としてもさらに相談していただけるような、相談しやすい体制といいますかその辺のPRを含めて取り組みをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 ここで暫時休憩をいたします。小学生の皆様ご苦勞様でした。

……………・ ・ 休 憩 ……………

(休憩午前10時33分)

(再開午前10時37分)

……………・ ・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 第2の質問を許します。佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) テレビの地上デジタル化についてお尋ねいたします。

町民の中には、「2011年には、テレビを新しくしないと見れないなんて困ったもんだ、テレビ買う金で出してくれればいいのに」という方は結構多いようであります。

さらに、「今のままでテレビを変えれば見えんだべが、そのまま大丈夫なんだべか」というような声も最近聞かれます。現状ではほとんどが個人対応になっているようであります。

そこで、次の3点について答弁願います。

1) 新しいデジタル放送のテレビ局のアンテナはどこに設置されるのか。

2) 見にくくなったり見えなくなる地域はどこなのか、何軒くらいあるのか。

3) 町としての対応についてどう考えておるのか。以上よろしくお願いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ご質問の1点目でございますが、県内のテレビ放送各社が合同で、平成21年度中に、城山公園の現在のアナログアンテナが設置されている付近に、設置することで進められています。

次に2点目についてですが、総務省における図上のシミュレーションの結果によりますと、滝桜の南側周辺が難視聴区域とされており、現在、現地確認をしていると伺っております。

3点目の町としての対応でございますが、国の対応と合わせこの3月11日に福島県地上デジタル放送推進会議が設置されデジタル化に向けた課題に対応することになっておりますので、その動向を踏まえて、町としても対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) テレビのアンテナ三春町としては、現在上がっているUHF、城山に上がっている。その所に同じように建てると、それだけで十分見えると、要するにあとは郡山からの電波なり福島からの電波なり、いろいろな地域からの電波を拾う、こういう話になると思うんですけれども、現在のUHFの1本だけですべてが見えているのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ご質問にありました現在のUHF1本で見えているのかというご質問だったと思うんですけれども、詳細に町のほうでも現在その辺について把握していることではないんですけれども、放送各社今回は5社ですね、5社で共同で建てると、併せてそれらの難視区域についても先程言いましたように図上での検討、それから今後は実際に現地確認をして対応すると伺っておりますので、それらを踏まえて先程答弁しましたように対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 当然いろんな問題が出てくる、見えなくなる、今まで見えたのにと話はずべて町に来ると思うんですね。町に来ないでテレビ局とか国の方にいってもらえば対応はいいんですけれども、町民の方はすべて町にということで来ますので、そういう意味で対応の仕方、今後いろいろ会議も含めてデジタル化、実際それに向けての対応、町としてどうするのかというのも今後されるという話ですけれども、できればやっぱり早めに早めにね、心配される方というのは、かなり早いうちから「今からどうしたらいいべ」という話ですから、そういうことで対応を即お願いをしたいし、そういう体制をとってもらいたいということで意見を述べさせていただき、質問を終わりにしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 この3月の町広報にも今回記事として若干述べましたけれども、国の動向等それか

らそれらについて逐次町広報等それからいろんな機会に皆さんに説明をしていきたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 議長の許可の通告内容に基づきまして二つの質問をいたします。

はじめの質問は、第6次三春町の長期計画の進捗状況についてです。私が議員になりまして初めての一般質問を平成19年12月の議会ですて、第6次三春町長期計画は平成18年から27年の10年間の町が目指すべき姿を決めたまさに長期にわたる計画でございます。現在スタートしてから既に3年が経過しました。最初の質問の平成19年12月の議会での町の答弁は、その見直しは中間年すなわち5年後に行うということでした。それではあまりにも長すぎるのではないのでしょうかということで、3年を区切りとして前期、中期、後期として最後の1年間を総括と第7次長期計画の立案の年にすべきではないでしょうかと述べさせてもらいました。5年を過ぎた中間年の見直しというのは、いわゆる民間の経営感覚では考えられないということでございます。昨年の12月の定例議会で町長は民間の経営感覚は、コスト、スピード、サービスの意識だということでした。既に3年が過ぎてからの検証というのは決してスピードがあると思いませんが、前期が終わるにあたりまして次の質問をいたします。1番目は計画通りに実施されている内容、遅れ気味の内容、全く未着手の計画と進捗状況について具体的に伺いたいと思います。財政改革などは私の感じでは計画より進んでいるのではないかと考えております。それから子育て支援もですね、他の市町村に比べていろいろありますけれども、これも充実してきていると考えております。魅力的な商店街の形成はちょっと遅れているのかなと、一方人口減少には全く歯止めがかかっていませんし、自然エネルギーや省エネルギーの取り組みは全く進んでいないと思われます。この3年間の終えた進捗状況について具体的にお伺いいたします。

2番目は計画通りに進んでいない内容について、今後どのような対策を講じるのか、この具体策についても伺いたいと思います。

3番目としては、第6次長期計画の中で謳われております「みんなで築く繋がりのあるまちづくり」というものがございます。いわゆる協働によるまちづくりですが、この3年間に具体的にどのようなものが実施されたのか、その効果はどのようなものであったのか具体的にお伺いします。最近いろいろなボランティア活動が活発になりまして、第6次長期計画と同じ時期にスタートいたしました、子育て支援ファミリーサポートセンター、発足当時からお手伝いさせていただいておりますが、昨年の4月から利用者に町から補助金が出されまして、結果的にはサポートのやり繰りが活発になっております。これもひとつの協働によるまちづくりかなと考えますけれども、協働によるまちづくりこの他にも具体的なものがありましたら伺いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 12番議員の質問にお答えいたします。

第6次三春町長期計画の構成については、長期計画のまちづくりの目標に基づき「だれもが暮らしやすいまちづくり」「夢をもち豊かな心が育つまちづくり」「元気で健やかに暮らせるまちづくり」「みんなで築くつながりのあるまちづくり」「地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり」の五つの目標を掲げ、その目標を基に、まちづくりの施策を分野ごとに体系的に分類して

おります。

目標の1番目の「だれもが暮らしやすいまちづくり」を例に説明しますと、まちづくりの施策として、「防災・災害対策」をはじめ、8施策を位置づけ、この施策のもとに、「災害に強い地域づくり」など21の施策体系に分類し、さらに51の事業となっております。

お質しの進捗状況については、この事業ごとに進行管理表を作成し、管理しているところであります。

質問の1点目、2点目についてですが、計画期間を、10年間と定めた長期計画であり、まだ3年弱の経過であるため、それぞれの計画によっては進捗状況に相違が生じているケースもありますが、各計画を長期的な視点で見据え、最終的には、計画が実現されるよう努めて参ります。

次に3点目であります。協働を進めるうえでは、町が持っている様々な情報を広く提供し、理解が深まるよう努め、また、事業の実施にあつては、企画・計画段階から町民の参画を推進し、その意見や要望が、町政に反映されることが大切であります。なお、それらを進めるうえでは、若い人や女性など、様々な世代から参加できる仕組みづくりが大切であると考えております。お質しの協働によるまちづくりについてであります。町はこれまで、まちづくり協会、区長会などへの働きかけや、NPO法人、住民公益活動を行う団体に対しては、公益活動補助金の交付や町有建物を活動場所として提供するなど、支援を行って参りました。

そうした中であつて、新しい事業に取り組むまちづくり協会や出前懇談会を、定期的に開催する団体が出てきておりますし、子供の安全を見守る防犯ボランティア団体も組織されました。

また、NPOの法人格を取得した団体は、平成18年度が2団体、平成19年度が2団体、平成20年度がこれまで1団体と、現在、町内には6つのNPO法人が認証され、活動しているところであります。引き続き、広報紙やホームページ、様々な各種会合等において、積極的に町の情報を公開し、町と町民のみなさんによる情報の共有化を進めるとともに、「自主自立のまちづくり」を実現して参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 確かにスタートして3年ではなかなか具体化しないのも、これも事実でございます。今町長の答弁のように第1の目標について21の施策、さらに51の事業に分類して管理しているということ。そういうような内容を第2の目標、第3の目標、第4の目標それらについて、もっと町民が分かりやすく理解できるようなPRも必要ではないかと考えておりますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思います。それと私の個人的な見解になりますけれども、例えば財政改革はきちっと目標を定めて年度年度で管理している、だから非常に進んでいると思います。子育て事業についても平成19年度から庁内にプロジェクトチームを作ってきたとやっているから進んでいるんだろうと思うんです。すべてをA、B、Cとランクを付けた場合、Cのようなものは往々として後回しになってしまいます。それ以外についてもきちっとした目標管理が必要ではないかと思っております。私もサラリーマン時代いろいろな長期計画に携わってまいりましたが、実施計画、目標管理がないものは、どうしても上手くいかないことを経験しておりますので、是非こういう目標をもっともっと町民にPRしていただければなと思いますのでこの点についてお伺ひいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町民に対するPRをもっと進めたらというご意見であります。考え方にはまったく同

感でありますけれども、町は現在いろんな方法を使いながら広く町民に情報を提供しております。提供と言うよりは町民と情報を共有したいとそういう考え方にたって、いろいろ取り組みを進めているわけでありまして、不備な点がありましたら、まだまだこれからも改善努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 2番目は、三春町が取り組むべき地球温暖化対策の今後について伺います。アメリカの大統領がブッシュ氏からオバマ氏に交代して、地球温暖化対策がずっと前進するという感覚になったと私は思います。前ブッシュ大統領はCO₂の削減は経済活動を阻害するという理由から京都議定書にも参加しませんでしたし、新大統領のオバマ氏は環境問題を解決することが経済活動を活発化するのだという考えを基に「グリーンニューディール政策」を掲げて、20世紀が自動車が産業に果たしたいろんな大きな役割を、21世紀は再生可能なエネルギーを中心に環境エネルギー政策の大規模な投資を行って近いうちに250万人の雇用を生み出す。さらに10年後には500万人の雇用を生み出すようなことを戦略として考えておるようでございます。三春町はオバマ大統領よりもっと先見性がありまして、昨年2月5日の民報の新聞によりますと、三春町は県内の市町村に先駆けて「地球温暖化対策の実行計画」を立案したと大きく記事に載っております。

1番目の質問は、この平成12年7月に策定されて16年までの4年間の目標とする、いわば役場本庁を中心と、あと公共施設の活動結果として、省エネルギー環境に対して職員の意識向上が図られるということをお聞きしましたが、今後継続的に取り組んで進めるという答弁もございました。現在このような活動がどのように継続されているのか具体的に教えていただきたいと思います。またその経済的効果としてどのくらいの目標をたてて、どうであったか具体的に分かればよろしく願いいたします。

2番目は、平成12年今世紀の初め2000年3月に作成され平成22年までの10年間に行う「三春町新エネルギービジョン」というものがございます。巻末の資料を含めると120ページ以上にわたる非常に立派な計画でございます。私は当時ホームページからA4で1枚にまとめた要約版が紹介されてましたので、今でもそれを大切に取っておりますけれども、その内容を見ますと、重点計画として自然観察ステーションや三春の里での風力発電、太陽光発電の導入、小中学校への太陽光発電、廃棄焼却施設での余熱利用や余熱発電、クリーンエネルギー自動車を10年間で25台導入すると、これを2010年まで来年まで実施すると10年前に既にホームページで紹介されております。しかし残念ながら現在まで具体化されたのは、自然観察ステーションの風力発電、太陽光発電その他でございますけれども、ごくわずかではないかと思っております。この計画は残り2年を残しておりますが、と同時に第6次長期計画の分野別計画にもまだ記載されておるんですね、従って今後どの様な計画を具体化するのか、それがあれば伺います。と同時にこの計画を新エネルギーという大々的な難しい問題に捉われないで、新たな三春町地球温暖化計画の実行計画ということで立案してはどうかと思っておりますので、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤住民税務課長！

○住民税務課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。

1点目の地球温暖化対策実行計画であります、現在の継続的な取り組みとしましては、クール

ビズ・ウォームビズといわれる冷暖房の温度設定や昼休み時などの不必要な照明の消灯、両面印刷や用紙の裏面再使用の徹底、電子データ利用で不要な印刷をなくすこと等のエネルギーの利用抑制と資源の節約や廃棄物の減量化などであります。

また、今年度は、国が進める地球温暖化対策の国民的プロジェクトであるチーム・マイナス6％に三春町役場は事業所として参加し、活動目標を設定し、職員の意識の向上を図るとともに、昨年9月からは「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の構成団体として、役場・保健センター・交流館まほら等の公共施設の光熱水費・燃料費、燃えるごみの排出量から温室効果ガスいわゆるCO₂の排出量の把握に努めております。21年度では、こうしたデータに基づき具体的な数値目標を経済効果も含めまして設定して取組んでまいりたいと考えております。

2点目の「三春町地域新エネルギービジョン」ですが、自然観察ステーションの太陽光発電と風力発電の導入につきましてただ今話がありました。これ以外にも廃棄物エネルギー利用として、田村西部環境センターでのプラスチックごみの燃料化、余熱利用による「いぶき」へのお湯の供給や余剰蒸気による発電、また廃棄物の森林資源を有効に活用するということで木質チップ化し、田園生活館隣接の「もくさく工房みみず」での木質バイオマス燃料化なども導入事業に加えられるものと考えております。また来年度からは、県等との共同事業として、使用済みの植物油をリサイクルし、公用車等のバイオディーゼル燃料による車両走行試験を計画しております。

平成21年度におきましても、町では、引き続き、環境問題は重要な課題と認識し、地球温暖化対策に取り組むとともに、新エネルギービジョンの検証も含めて、新たな地球温暖化対策実行計画につきましても、その策定に向けた取り組みに着手したいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 今月の広報みはるに、田村高校が福島議定書に参加した結果として電気、水道の節約で1年前に比べて田村高校だけで12万円の節約になったと書いてあり、凄いなと思いました。昨年の9月からマイナス6パーセントに参加して云々とありますが、これは福島議定書と考えてよろしいんですか。とは違う組織なんですか。わかりました。福島議定書といきなり言われても分からない方もいらっしゃるかもしれませんが、その福島議定書というのは京都議定書に習って、学校や会社、事業所が自主的にCO₂を削減するという取り組みですけども、それと同じように町としても参加したと解釈させていただきます。私が日常気になっているのは、私民間会社に40年以上いましたんで、電気代の節約というのはCO₂が問題になる以前から「いつもこまめに消しなさいよ」というのが染み付いてるんですけども、本庁内にしろ公共施設にしても、何でこんなところに電気がと勿体ないなと思うところいっぱいあるんですよ。そういうことはもっともっと職員に啓蒙して、例えば田村高校ではスイッチに省エネシールを貼ったと書いてあるんです。こういうことももっとこまめにやれば、もっともっと省エネになって結果的には大きな経済効果、町民に還元できるんじゃないかなと思ってます。そういうことも是非町民にPRしていただければと思いますが、ちょっと細かな内容で申し訳ないけども、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤住民税務課長！

○住民税務課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。

役場庁舎またいろんな公共施設ございます。まずそれらの施設がどのくらいの電気量を使っているかと、これは職員が把握する必要があるかと思います。それ以外の例えば水にいたしましても、燃えるゴミの排出にしましても具体的にどのくらいの量が出てるか、これが数字として捉えることがまず一つ大事な事かなといったことでありまして、9月から毎日ゴミの秤に掛ける、あとは電気量をチェックする、そういった作業をしております。3月いっぱいそれらの集計を出しまして各施設ごとにどのくらいCO₂が排出になっているか、またどういったことをすれば確実に削減できるかということを、各施設ごとに目標を立てて取組んで行きたいと考えております。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 今の佐藤課長の取り組みよろしくお願ひしたいと思います。いわゆる地球温暖化というのは、技術と心の問題じゃないかなと考えております。技術というのは我々が燃料電池を開発したり、すでにある技術を利用するという気持ちがあればどんどん達成すると思いますし、地球温暖化分かっているんだけど後回しになってしまう、三春町は地球温暖化一番最初に作ったんですから、もっともっと大々的にPRすれば存在感のある町になると思いますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

○議長 答弁いりません。

○議長 13番佐藤一八君！質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○13番(佐藤一八君) 先に通告しておきました事項について質問いたします。

町営バスさくら号運行について。地域住民の手段として町営バスさくら号が2台のバスで南回り、北回り、斎藤コースの3コースが現在運行されている。これらのバス運行は各地域住民の足となり、病院や買物また通学などに利用目的で走られていると思います。地域によって全く走らない地域もありますが、同じ町民として差があるのではないのでしょうか。また、町民の話によるとバスさくら号は乗客も少なく、ただ走っている。燃料も無駄に焚いているのではないかなどの声もお聞きます。現在使用されているバスも古く検討する時期に来ていると思います。バスを運行するとすれば、買い換えることも視野に入れた取り組みも必要と考えられると思います。私の地区周辺は、福島交通路線が廃止されて約2年経ちますが、地域住民の足となる交通手段がなく、歩くかタクシーなどを利用して、病院や買い物に行く手法しかありません。また町内で開業医が行っているバスが週1回送迎されています。今月の広報紙配布の中にさくら号運行時刻表が配布されましたが、バスを利用できない地域にとっては無駄にしか思われません。このようなことを踏まえ、今後町当局ではどのように考えているのかについてお伺いします。

三春町の高齢者が年々増えていく中で、バスを利用すれば高齢者の方々は歩くことが困難なため、バス停留所まで行くのが大変になってきていることは言うまでもありません。現在高齢者の車にはほみじマークのステッカーを貼り走っている車などよく見受けられます。またテレビや新聞報道でよく見受ける事故、特に買物に行きつて駐車場においてブレーキとアクセルの踏み間違いでの事故が多くなっているようです。私は平成19年3月の定例会でデマンド型タクシーを導入されてはどうかについて質問いたしました。町当局の答弁では、これからは我が町でも前向きに検討されるような話だったと思いました。2年も経ちどのように検討されたのでしょうか。先日配布されました町長の新年度に係る施政方針にあります、町民の力で私は常々町民の目線に立って町

政を運営したいと申し上げている、町民の立場に立つとともに町民との繋がりを大事にしたいという願いを込めておると言われております。この言葉を聞く限りでは、全くバス利用が出来ない地域には、何らかの手法があるべきと思います。デマンドタクシーなども試行されても良かったのではないかと私は思います。隣の市では楽々タクシーを導入されたり、須賀川市ではデマンドタクシーを試行されたが、昨年秋から実施されました。利用者の話ですと運転できない高齢者にとっては大変ありがたいとのことでした。また運転技術的にも衰えている中、若い人たちの車はなかなか当てには出来ない、これからは高齢者になればなるほど近所同士が助け合うことも良い方法と思いますが、こうばかりはいきません。町民が安全安心して暮らせるまちづくりも必要と考えられます。高齢者を守るためにも事故を未然に防ぐことも視野に入れ、町民の足デマンドタクシーを早めに対応されてはどうかについてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 13番議員の質問にお答えいたします。

町営バス「さくら号」につきましては、乗り合いバスが廃止された路線を運行する廃止代替バスとして、平成13年から運行を始めました。2台のバスで、北と南回りコースを各6便、斎藤コースを2便の1日14便を運行しており、年間延べ約3万人弱の方々にご利用いただいております。

町では、公共交通として少しでも通院の利便性を向上するため、平成21年4月からは、すべての路線で三春病院を経由するダイヤ改正を実施することといたしました。また、秋まつりやだるま市などイベントの時にも運行予定であります。また、経費捻出のために車内広告の募集も始めます。

今後とも利便性の向上のための取り組みを図ってまいりたいと考えております。

また、昨年4月には福島交通株式会社が会社更生手続き開始の申し立てを行う等、バス事業を取り巻く環境はますます厳しさを増すものと思われれます。沿線の郡山市や田村市との調整や連携も図ってまいりたいと考えております。

2点目のデマンド型タクシーですが、県内でもデマンド型タクシーを導入している自治体があります。これは予約制乗り合いタクシーで、迂回路線を設定して予約のあったときだけバスのように乗り合いで運行するものです。この交通システムの導入には設備投資や人件費もかかるとともに、利用者には乗ってみるまで目的地到着時間が正確にわからないなどの問題もあります。更なる研究が必要と考えております。

今後町では、中学校再編が大きな課題であります。スクールバスの運行や、併せて地域の皆さんの足をどう確保するのか、地域における総合的な公共交通はどうあるべきか等について、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○13番(佐藤一八君) 町長の答弁にありましたが、私が言っているのはやはり交通の手段としてバスが走らない、タクシー歩くと先程申し上げましたが、これらの地域格差があるのではないかということでもあります。少しでもタクシーを利用するとすれば、少しなりの補助金なり高齢者に対してそういったものも検討されてはいかがなものかというふうに私は考えますので、ひとつその辺を踏まえて答弁をいただければと思い、私の質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　町では先程も申し上げましたが、公共交通のあり方について、いろいろ検討を重ねております。現在使っているバス車両ですね、車両もあと何年か使えるという見通しがございます。2年ないし3年くらいになるのかも知れませんが、それらの更新の時期と合わせて、きめ細かな公共交通を検討してまいりたいという考え方で、今いろいろ調査、検討をしているという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君）　それでは議長のお許しを得ましたので、通告しておきました次の3件についてお伺いいたします。

第1件目、我が町のセールスポイントについてお伺いします。

最近地方自治体の財政やこれからのについての研修の案内がだいたい来ていまして、議員の皆さんもそれぞれの都合を見ながら仙台やら福島やら東京へと各自、自主研修に出かけております。私も都合の許す限り出かけておりますが、講演やシンポジウムまた行けない時でも頂いた資料を読みますと、今元気のある自治体の事例が挙げられております。その自治体は押しなべて、我が市町村は「これ」というセールスポイントを持っています。例えばある町、人口5,000人の町ですが、環境問題に対してはゼロベスト宣言とか、発生の抑制を重視した環境政策の推進ということで、自然エネルギーを導入してCO2削減とか。先程の話もありましたけれども、木質のバイオマスボイラーの設置、風力発電を15基導入とか、中学校等への薪ストーブ導入など、それから産業政策でも地域の資源とマンパワーを最大限に活用した情報戦略型の産業の推進ということで、彩り農業とかそれから視察産業、視察に来た人たちがひとつの産業になるという、それから雇用の確保として第三セクターを雇用の場の確保に使っているとか、大変いろいろ考えております。それがはっきり具体的に私たちにも分かるようになっております。

さて、新年度に係る町長の施政方針を見ますと、税収落ち込みの中の財政運営に町民の協力が必要であるというお願い方の視点の上に、7つの要点からなる予算編成についての説明でしたが、大変盛りだくさんの割には具体性が乏しいような気がして、「キラリ」と光る小さな城下町の「キラリ」が見えないような気がいたしました。予算編成の要点の中第1点の保育所、幼稚園、小中学校再編、第2点少子化対策は具体策が載っておりますが、第3点から第7点については、こうしたいということだけで、それについてどのような事業や対策を考えているか、突き詰めたものが出ておりませんでした。この中からでも大きく的を絞ってでも良いのですが、①我が町は「これ」というセールスポイントは何か。②今なければどのようなことをセールスポイントとして位置づけるのかお伺いいたします。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木長町！

○町長　6番議員の質問にお答えいたします。

ご質問の1点目でございますが、第6次三春町長期計画の中で、まちづくりの目標として、町の将来像を「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町」と定めています。

この町の将来像こそ、まさに我が町のセールスポイントと考えております。

今後も、この目標を実践し、「三春」そのものがブランドとなるよう、まちづくりを進めて参

りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 6次長計の中に、確かに大変これからこの通りになったら良いのではないかという、理想的なお話が大変いっぱい出ております。それで今回の施政方針も素晴らしいものが出ております。ただ出来ればといいますか、先程ちょっと例題で言いましたけれども、もちろんそれぞれの事についての具体策はそれぞれ立ててはいるかもしれませんが、それについても例えば先程言いました予算編成の1点目、2点目のように、ある程度具体的に今年はここをこうするのだというような、結局目標に向かってですが、そういうことがもうちょっと具体的に書いてあったほうが良いのではないのかなと、そうすると町民、私たちも「今年はここまでやるつもりでいるのかな」というのが、はっきり分かるのではないのかなと思っているのですが、その辺はどのようにお考えか。また今例題で出しましたけれども、いろんな所の元気な市町村の発想を見ていると、発想の転換というのが感じられます。例えば視察とかそういうことをお客様が来るということではなくて、それを産業に置き換えるとか、それから一本に絞ってたとえば図書をこの町の売りにするという所もありましたけれども、その図書館というのは静かな所なので、赤ちゃんを連れて行ったら迷惑になる、そういう一つの概念があるけれども、実際赤ちゃんを連れのお母さんも図書館に行きたい、その時に逆にベビーカーを図書館に置いて、そして赤ちゃんを連れて図書館に堂々と入っていける。そうするとそこの中で赤ちゃんたちとそれからそこに来ている大人の人たちとの触れ合いが、そこから芽生えるというような発想の市もあるようです。そういうことを考えた時に、もうちょっと具体的にこういう事業をここまでやるんだという目標的なものを出した方が良いのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 施政方針の中で、もう少し具体的にというようなことでありますけれども、おっしゃる意味は良く理解できますので、これからいろいろ工夫したいと思っておりますけれども、かなり長文になりますので、その辺は具体性に欠けたという部分はあるかもしれませんが、具体的な事務事業につきましては予算審査、審議の中で、議員の皆さん方に十分審議をしていただくというふうな考えでおりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは第2件目についてお伺いいたします。

私もつい数年前に還暦を過ぎまして3回目の誕生日を迎えようとしておりますが、今はまだ人のためにと動いておりますが、そのうちに人のためにどころじゃなくて自分のためだけで精一杯になるというような時が来ると思っております。また、それからしばらくすると人の手を借りなくては生きられない場合もでてくるのかなと思うことがあります。そんな時に自分が手助けしないと生活できない人がそばに居た時、その人のこれからを思う時、心配で仕方がない時が多々あるのではないかと思います。約10年前、県の海外派遣で北欧に行った時、我が町の保健センターのような所で、コーヒーをいれたり、郵便物を配ったりして働いている障がい者の人たちが居ました。そこにミーティングルームもあり、仕事が終わると近くにあるグループホームへ戻る

という生活をしていました。その時には漫然と話を聞いておりましたが、今多少なりとも障がい者の皆さんに近づいた時、あの時のグループホームの話が身近に感じられます。地域の中に仕事場と生活できる場があるということが自立するためには、大変重要なことと思います。今度策定される障害福祉計画、いま現在は案ですが、その策定の趣旨に障がい者が住み慣れた地域で安心して生活し、各種の社会活動に参加して行くためには、ノーマライゼーションの理念の基、障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会の実現を目指すことが重要です。そのためには障がい者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会活動への参加を促進するための総合的な支援が必要となります。とあります。まさしくグループホームを地域にあって生活しながら就労することを目標としているような策定趣旨であろうと考えています。しかし具体的な計画案については受け皿はまだ郡山、須賀川など他地域にありまして、まだ地域の中は基盤整備の検討で終わりそうです。今グループホーム等は田村には出来ておりません。策定の趣旨に沿った我が町へのグループホームが出来るよう適切な支援を早急に計画の中で具体策として検討されても良いのではないかと思います。これからの計画、支援等の対策について伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。

障がい者グループホームの対策についてでございますが、生涯福祉の基本は、障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、各種の社会活動に参加していけるよう、自立を促進することと考えております。そのためには、障がい者が家族と一緒に生活できれば良いのですが、近年は保護者の高齢化や兄弟家族の生活の確保などから難しくなってきました。また、施設等に入所されている障害者が自立を目指して退所・退院する場合は、個人では生活に不安を持つことも予想されますので、同じ境遇の者同士で暮せるグループホームの整備は必要なことと考えております。

現在は残念ながら4名は郡山市や須賀川市の施設で入所生活をされています。

今後、町内で整備する必要性は十分ございますので、昨年、自立支援協議会という組織を立ち上げておりますので、その事業化についてはその中で検討してできるだけ早いうちにそういう方々の便宜を図れるように考えたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の課長の答弁で非常に心強く思っております。ただグループホームを例えば作ったとしても、そこに入って自立して自活できるまでといいますか、そこまでは大変道のりが遠いのではないかと。小さい子供でもそうですけれど、まずは自分の家で家族と過ごしていて、それから例えばそういう所に入ったとしても、1年中そこで暮らすまでにはしばらく時間が掛かりますし、最初のうちは自宅に戻るとか、その距離といいますかそこに入っている時間が少しずつ延びていく、そして最後にはちゃんと自分で自活できるという、やはりある程度の過程というのが必要なのかなと思います。そういう時に先程課長も言いましたけれども、現在の介護する側といいますか、親御さんたち身内の方たちの高齢化が今目だっています。それを考えた時には、余り時間を取っている状態ではないのではないかと考えられます。そこで大変難しい質問かもしれませんが、もしも今県として自立支援の協議会もあるということなんですけれども、だいたい何年ぐらいを目途にグループホームを町のほうに作っていきたいというような目標といいますか、それを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今のご意見についてでございますが、私どもも現場で話を聞いておりますと、今にでも欲しいというような要請がございます。ただこういう施設の場合、地域の中で一緒に生活していくということですから、地域の理解も必要である。それからその中でどういう生活で身を立てていくかということも必要になります。一つの考え方としては、例えばそこを生活の拠点として昼間はいろんな施設でサービスを受けるとか、いろんな形がございますので、この辺は早急に検討して行きたいと考えております。この時期の問題になりますと、なかなか難しい点がございまして、先程申し上げましたように今にでも必要であるという認識を持っているということで、回答にさせていただければと思います。若干補足しますと施設そのものは、新たに土地を求めて建てるとかしなくても十分間に合うわけですね、現実にはいろんな空き家とかそれに類したような建物があれば、それをいろんな検討の基に、約束を決めて使っていくということで出来ますから、体制がとれば例えば1年ぐらいの間にできないことはないという状況でございますので、自立支援協議会の中にそのための部会ですね、それを専門に検討していくようなことでやっていく必要があるんじゃないかということで考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 今のお話だと余り遠くない将来に、もしかしたらという期待が出てきたので本当に良かったなと思っているんですけど、今確かに新しい建物を建てなくてもというそれは私も大賛成で、あるものを使えるそういう状態はあると思います。唯ちょっと一つ懸念されることがあるのは、ある地域の中でそういうグループホームを立ち上げようと思ったときに、町営住宅の空き室ですか、空いてる町営住宅を使ってしたいと思ったのですがということで、これが話が進んでいる間に町の庁舎内でのたぶんいろんな書類か何かのいろんなあれがあったんだと思いますが、町営住宅を持っている方とグループホームを作る支援をする保健福祉の方との間の話が上手く行かずに、結局それは流れてしまったという話も聞いておりますので、やはりもしもそういうふうな話が出たときには、それぞれのところで連携を取ってやっていただければいいのかなと思っています。今ここにある資料を見ますと、グループホームそのものを立ち上げるのが、やはりNPO法人とか社会福祉法人のようなところが立ち上げているような感じなんですけれども、町独自でとかというのは今のところ余りないようなので、町として例えばそういうときに、具体的に支援をするということになった場合は、どういう支援の仕方があるのか、もし今答えられることがありましたらよろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 今のご意見についてでございますけれども、これらはそれほど細かに詰めるわけでないので、若干こちらの現在まで勉強した中での話しとして受け止めていただきたいと思います。結局障がい者のグループホームというのは特別にこの地域に独立させてというよりは、むしろ自然体で地域の中で生きていくというのが、現在の障がい者福祉の理念ですから、そういう点からいけば、構えてそこに入っていくというよりは、自然とというか地域の人たちもそういう状況を理解してお互い支えあえるような形が理想でございます。従いましてその時に施設を新たに作るというよりは、僕はむしろ空いてるところに入っていくと、これは普通個人が家を

借りてそこに生活するというようなことと基本的には同じではないかと思うんです。そこに住んで特別なことをやるわけじゃない、ごく自然に生活するわけですから、そういうものやろうとした時に、行政からどんな支援が例えば家賃だけで言えばいろんな制度で手当てがあれば、その中で治まれば、何も行政が特別介入しなくてもやることは可能なわけですね。その時の状況を見て行政としてどういう支援を取るべきか、それから国県の制度もかなり拡充されるような動きがあるようですから、それを十二分に使って尚且つそれでも町の支援が必要だということになれば、その時点で議論をして方向を決めるべきではないかということで、たぶんこれはグループホームの関係については、これからかなりの地域で対応せざるを得ないというか、しなければ実際に親御さんとか何かが高齢化で最後どうなるのかと非常に不安もってる方々が結構おられますので、それに対する回答としてやっぱりそういう体制は必要ではないかと考えてますので、早急に検討をさせていただければと思います。以上でございます。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは第3の質問に移ります。

我が町への定住促進策についてお伺いいたします。第6次長期計画の中で我が町の人口推移からすると前倒しで人口減少が進んでいるように思われます。人口減少の歯止め対策は種々あるでしょうが、その一つとして定住促進策もあると思います。他の自治体も定住促進のために、様々な対策をとっている報道があります。先日のテレビでは都会からあるところに定住を決めた若い夫婦の話がありましたが、「なぜそこを選んだのか」という質問に、「インターネットで移り住むところはどこが良いか探していたが、自分たちの考えていることとマッチしたこともだけけど、一番定住促進に熱心だったから」と答えておりました。つまり定住についてのホームページを取材したり、中身を考えて新しい情報を入れてしばしば中身を新しくしていったこと、そういうところが大変熱心さが見えたということでした。一事が万事という言葉がありますが、一つのことにこれだけ熱心ならば、他のことも一生懸命なことではないかというような話もありました。同じような中身で配信していたのでは、こちらの熱意は伝わらないし、今の若い人たちは故郷へ戻るということではなく、何か物を買うように自分たちに合った場所を住家としてネット情報などを使って求めていくということもあるようです。とすれば、定住促進についてネット配信などこまめにより熱意を持った働きかけが必要かと思われます。先程の人口5,000人の町の中のやはり若者定住政策の中に棚田のオーナー制度、これで1世帯が入ってきたとか、緑のふるさと協力隊の受け入れで8名が定住したとか、ワーキングホリデーで5名が定住とかというふうに、これをやったためにこれだけの人が定住してきたという、そういう自分たちの実績を上げているところもあります。そういうことでお聞きしたいのですが、我が町の定住促進策の今の現状と成果についてお伺いします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 定住促進についての質問にお答えいたします。

定住に関する施策は、土地、住宅、雇用の他にも少子化対策、教育、福祉など各種の施策が有機的に結びついた幅の広いもので、結論的には、「今、町に住んでいる人が満足できる」施策をいかに実現するかにかかっていると、このように考えております。

一方、各種施策で町民に満足していただいたうえで、町外の人々にも三春の良さを知ってもらうことも大事な定住促進策のひとつの方法と考えております。

現在、その一環として東京目黒区との交流を進めているところであります。

今年度に始まった交流は、次年度以降も継続していく考えであり、こうした交流の中で三春に住んでみたいという人が一人でも多くでいただければありがたいと考えております。目黒区に関しましては、21年度も子供たちを中心に何班かに別れて、かなりの人数の方が三春に宿泊をしながら交流をしたいということで申し入れがきております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の町長の答弁の中で、いま町に住んでいる人が満足しているかということで、町に住んでいる人たちが満足できるようになったらという話が出ましたけれど、自分の町というのは確かに他の人から見れば大変この町は良い町だという印象を受けても、その中に住んでいるとあそこが悪い、ここが悪いといろいろと欲が出てくると思います。自分たちの町はこれだけのことが今出来ているということを、町のほうの要は執行者側といいますか、自信を持った上で「ぜひ三春に住んでみませんか」と発信をしてもらったほうが良いんじゃないかなと思うんです。町に住んでいる人の満足度を考えていたらやはりそれは内側だけになってしまって、外側への発信というのはちょっと難しくなって来るんじゃないのかなというような気がします。その辺のことをもう1回伺いたいのと、先程の例題でも出しましたが、三春の場合はホームページで定住促進策とかそのことについてどのくらいの割合で新しい情報を入れて、そして皆さんに是非どうぞというようなPRをしているのか、その現状について町の定住促進策の成果はどのようになっているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 一口に定住促進といっても非常にその中身は幅が広いんだろうとこういうふうに思います。若い町民の方々が三春に地元に住むというのも定住促進であると思いますし、他所の人が三春にきて住むというのも定住促進だろうと思います。いま定住促進のためにいろんな施策を展開しているわけでありましてけれども、一つは人口減少の中身を実態を調査しまして分かったことは、生まれる子供の数よりも亡くなられる方が多いというのがひとつ、それから20代30代の方々の転出転入、これは転出が多いという現実が人口減少になっているということであります。PRをもっとすべきでないかということですが、実は目黒区の話ですが、目黒区は福島県のどっかの市町村と交流をしたいということで、県内各地を調査したそうでありまして。そういう中で三春町が一番良いと、そういう結果になって交流の申し入れがあったと、こういうことであります。いろいろ調査の結果ですから有難いと思っておりますけれども、先程も申し上げましたように、やはり定住促進には若い人たちにまず転出じゃなくて三春に残っていただくということが、一番大事なのかなとそんなふうに思っております。いろいろ少子化対策、子育て支援それから企業誘致等々、それから住宅政策なども若い人が住みやすい住宅はどうあるべきか、いろいろ細部にわたってグループで検討を進めてきた経緯がございますので、これらの一つ一つ施策として展開をしていきたいとこういうふうな考え方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、その具体的なことについては担当課長から答弁させます。

○議長 橋本総務課長！

○総務課長 ただ今の質問で町の情報発信というご質問ですが、町はホームページの

更新を出来るだけ回数を多く身近な行事とかイベントの情報をあわせて、ホームページの更新を充実するということで、町長の挨拶等も含めて年間に数回行っております。あわせて三春町の紹介につきましては2地域居住のこの事業については、福島県が力を入れているということで県とあわせて三春のPRということでチラシの配布等も町の職員が行って、実際に行ってもおります。それから県が主催でこの阿武隈地域に都会の人を1泊2日くらいで体験ツアーをやっておりまして、今年も三春町に体験ツアーでお越しになってくださった方々がおります。そのようなことで県の事業と合わせて三春のPRに努めて行きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の中で、ネットの配信の件ですけれども、年に数回という話だったんですが、これが少ないんじゃないかなという気がするんです。結局先程の話になってあれなんですけれど、今の若い人たちの中にはそういうわけでネットの中でどこが良いか探していると、度々変わってその地域の情報を次から次に入れてくるところと、年に数回しばらくそのままであって、「あら」と思ってるうちにまた入ってくるような、それを見ただけでこっちの方が一生懸命やってるのかなとか、そういうふうを考える人たちも多分多くなってるのかなという感じがするので、やはりその辺をもうちょっと気を入れてと、確かに福島県の方でもいろんな事業をやっていると思います。ただこんなこと言うとなんかあれなんですけれども、県でやっているからといって、町のほうはそれで良いのかではないのしょうけれども、県でやってるからというと、県にはたくさんの市町があるわけです。ある意味ではそのところで競争ということも考えられるわけなので、先程1件目の質問にもありましたけれど、我が町はこれであるという大きなPRのお題目を持って、そして少なくともこの町に足を向けてもらえるような策を取っていかねばならないのではないかなと思うんですけども、もう1回そのところ答弁よろしく願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ただ今のご質問にお答えいたします。

ホームページの更新については、先程は回数とか記憶してなかったんですが、今後ともいままです以上でホームページに新たな情報等を付け加えるように努めてまいりたいと思います。それと県ですが、町は先程町長言いましたように目黒区との交流を進めております。その他に県の行事、イベントと合わせてそれらもやって行きたいという考えで進めていきたいと思うのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 ここで暫時休憩をいたします。なお再開は午後1時10分といたします。

..... 休 憩

（休憩午後12時08分）

（再開午後 1時10分）

..... 再 開

○議長 それでは会議に先立ちましてご報告をいたします。執行者側より一身上の都合により、深谷信吾教育委員会委員長が欠席となり、佐久間藤人教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたので報告をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 8 番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○8 番（陰山丈夫君） 議長の許しを得たので質問いたします。

教育問題についてであります。まず児童生徒の携帯電話の現状についてであります。

携帯電話は本来の通話機能のほか、インターネット端末や、メール、カメラ、テレビ、ゲーム、電卓その他様々な機能を有している優れものであります。情報過多の現在情報の真偽を見極めるのは大人でも容易でないこともあります。携帯は持っているればいつでもどこでも使うことが出来ます。利用状況の把握が非常に難しく、携帯を持っている子どもさんの保護者の方は特に注意を払う必要があると思います。三春町の小中学生の携帯電話の所有者本人、保護者への対応、所持率、利用状況等について伺いたいと思います。

2 番目、食育について。教育現場で食育について、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。国の食育関連予算では、21 年度約 98 億円となっております。食育基本法では市町村に対しまして食育推進計画の策定を努力義務としています、作成についてどのように見解をお持ちなのかお伺いします。

3 番目、小学校での英語必修化についてであります。学習指導要領の改訂により小学校 5、6 年の英語の授業は、平成 23 年度から必修となります。今春から多くの小学校で英語の授業が始まるのを前に、旺文社が行ったアンケートの結果が報道されておりました。それを見ますと、英語必修化に不安があるという設問で、現場と教育委員会との差が 30%もあるということです。こんなに認識の差があって外国語の教育はできるのかなというふうな心配であります。英語の授業数は 35 時間ということであり、総時間数が増える中、授業数の確保は大丈夫なのでしょうか。授業は A L T と担任が指導することになると思いますが、先生の中には英語が苦手でしかも長い間英語環境から離れているという現実があると思います。また効果が出る面白い授業をするには準備に相当の時間がかかると言われております。移行期の授業開始の狙い、体制などのついてお伺いします。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 ただ今の 8 番議員の質問にお答えいたします。1 点目の児童生徒の携帯電話につきましては、広報みはる 3 月号でお知らせしましたとおり、児童生徒の健全な育成、犯罪及び犯罪被害などの面から小中学生については携帯電話は不必要であると考えます。学校においては必要性がないことから持込を原則禁止しております。所持率は昨年 7 月末現在で三春町内の小中学生全体のものは 16.7%の児童生徒が所持しております。4 月に行われました全国学力学習状況調査の結果と比較してみたいと思います。中学 3 年生の所持率は三春町は 43%、福島県は 47%、全国は 62%また小学 6 年生では、三春町は 17%、福島県は 21%、全国は 32%というのが現状でございます。利用状況ではほぼ毎日利用していると答えた児童生徒が中学 3 年では三春町は 16%、福島県は 25%、全国は 35%となっております。小学 6 年では三春町は 6%、福島県も 6%、全国は 12%です。4 月に町で実施した調査では携帯電話を忘れた時に不安を感じるという依存症的な児童生徒が携帯電話所持者の 15%になっております。各学校では町の教育委員会の方針を踏まえて、学校としての方針を児童生徒に指導すると共に、文書や学校だより、P T A 総会などで保護者に伝えております。また携帯電話の正しい使い方と様々な害について情

報モラル教育の推進やN T Tなどの事業所による講習会を開催しております。さらに保護者にはフィルタリングやルールを決めての使用について機会を捉えて働きかけております。児童生徒にとって携帯電話は不必要であるという認識のもと、児童生徒に携帯電話を持たせないよう保護者への働きかけをさらに進めてまいりたいと思います。

2点目の食育については、町内の学校現場では、各学校に位置付けた食育コーディネーターを中心に食育の全体計画を作成し給食の時間はもとより、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて計画的に取り組んでおります。平成20年度は三春小学校に配置された栄養教員が各学校の食育コーディネーターと連携した食育と、町内小中学校の全部のクラスで食育の事業を実施しております。また給食の時間に毎日の献立を生きた教材として捉え、献立や食材についての紹介や、栄養と健康、食事のマナーなどについて指導しております。さらにお花見給食、セレクト給食、バイキング給食、テーブルマナー給食など多様な給食形態によって食育を図っております。また食材への関心を高めるために、総合的な学習の時間などにおいて、稲や野菜の栽培、森林学習でのしいたけの栽培、キャリア教育での職場体験など、様々な体験活動を保護者や地域の方の協力を得て取組み、児童生徒も意欲的に活動し成果を上げております。町の教育委員会では各学校の取り組みへの支援とともに、給食担当者会を開催し、具体的な指導や情報交換を行い地産地消が図られるよう献立の工夫と納入業者への働きかけを行っております。今後とも食が生涯にわたって健康な心と体を培い豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていく基礎と捉えて、食育を推進してまいりたいと考えております。

次に3点目の小学校での英語の必修化について申し上げます。学習指導要領が改訂されまして、平成23年から小学5、6年生で、年間35時間の外国語活動が実施されます。新学習指導要領の趣旨を踏まえれば、学校児童生徒の実態からして平成21年から実施可能なものは新学習指導要領により、実施したいと考えております。三春町では平成15年から英語指導助手を採用し小学校全学年で総合的な学習の時間などに国際交流の一環として英語活動をおこなってきました。基本的な英会話や英語によるゲーム、英語圏の文化に触れる活動を中心として、楽しく英語に親しむことを重点として実施しております。これまでの取り組みを受けて次の年度も1年生から4年生までは年間10時間程度、5、6年生については新学習指導要領に合わせ年間35時間を目標に実施いたします。今まで英語助手を中心に授業をおこなってきましたが5、6年生の年間35時間すべてには対応できませんので、学級担任だけでの20時間程度おこなうようになると考えます。今まで蓄積された資料や文部科学省から配布される英語ノートを活用しておこないます。さらに外国語学習がスムーズに取組めるよう平成18年度より学校教育研究委員会におきまして、町の計画を作成いたしました。実際に英語指導助手だけでなく、担任だけの授業研究等をおこなって取り組んでまいっております。先月の教育研究発表会でもその成果を発表し町外からも数多くの教職員の参加をえることができました。今までの取り組みを生かし次年度からの移行期間で具体的に実践し、平成23年度から完全実施に望みたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 携帯のことですけれども、学校では原則持ち込み禁止のようではありますが、通学下校時などを見ますと携帯をいじりながら登下校している姿があるんですが、例えば完全持込禁止にした場合ですね、多分持ち込んでいる子供さんは必要性があるんだと思うんです。

その子供さんから言わせれば。完全に禁止だとした時に多分連絡のために持っているんだと思うんですが、こういったものについてどういうふうな対処の仕方というんですか、いま公衆電話がほとんど見受けられませんよね、そういったことがなければ親との連絡とか様々あるんだと思いますが、そういった手段がないことになると思うんですね、その辺を禁止ではなく使い方にウエイトを置いた指導の仕方、そういったことに長けている事業者などあると思うので、使い方について指導をするような考え方はないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから2番目の食育についてですが、いま食育推進計画の策定については答えられていないのですが、これは一応努力義務だと思うんですけど、県内で8市町村ほどが策定しているわけですね、策定中も含めて8市町村です。努力義務ではありますが、目標を立てることによって具体的に物事が推進できるのではないのかなと思いますので、検討されてはいかがかなと思います。3番目の英語の必修化についてでありますけれど、先程の答えですと20時間は取りたいということではありますが、指導者不足ということがあるのではないのかなと思います。私は教員免許を持っておられて退職された方、あるいは理由があって辞めている方などもおられると思うんですね、そういった方をむしろどうせ取組むんであれば完全というくらいの姿勢でやっていただきたいと思うんですね、そういった教員免許を持っている方に活躍していただいた方がこれから先を見越した時に効果がより一層上がるのではないのかなと思うところであります。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 まず1点目の携帯電話についてですが、学校に完全持込禁止ではなくて原則として持ち込み禁止というのが教育委員会の考えであります。親との連絡等でどうしても必要だというような場合には学校と親で相談をして持込を認めております。ただ学校の中では使用しないということになっております。それから事業者などの専門の指導をとすることは、先程申し上げましたなかにありましてとおり、NTT等の指導者を呼んで各中学校等では講座、親への指導等も授業中に実施しております。それから二つ目の食育推進計画についてお質しがありましたが、三春町ではこの担当は保健福祉課の方で進めておりますので、そちらのほうからお答えしたいと思います。第三点目の英語については今お話の通り指導者について問題があるというのは私どもも同じように考えております。この前新聞等でも出ましたが教員が不安だということと教育委員会が考えている問題との差というのが相当旺文社の調査の結果では出ました。それで外部の人材の活用とかについても検討を進めております。昨日の県議会の形態に対しての質問では県の教育長は外部教師、外部人材等の登用を検討していると答えておりますので、それらに期待して、そういう人材は県費や国の費用で入れれば一番良いですが、この試行期間中に検討してみて町内の人材の活用ということも十分考えていく考えでございます。以上でございます。

○議長 遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。食育については非常に重要な問題ですので、策定について検討してまいりたいと考えています。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) 納税制度についてであります。コンビニ納付と納税組合の役割につい

てお尋ねいたします。町は今年度20年度から、他市町村に先駆けて軽自動車税のコンビニ店舗での納付制度を採用いたしました。その成果と後年度の方針それから納税組合の役割について伺います。

2番目、商工会発行の商品券での納税についてであります。来年度21年度は、景気低迷の影響を受け滞納増が予想されると思います。地元商工会発行の商品券での納税について研究してはいかがでしょうか。当局の見解を伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤住民税務課長！

○住民税務課長 ただ今の質問にお答えいたします。

1点目のコンビニ収納につきましては、今年度軽自動車税に導入をいたしました。これは、指定金融機関や役場窓口に限られていた納税窓口を全国のコンビニエンスストアで休日や夜間でも納付を可能としたものであります。

今年度の軽自動車税額は、40,218,700円ほどで、納付書の発行件数は7,965件であります。そのうちコンビニでの納付額は、10,568,900円で26%、件数は1,861件で23%でありました。

成果といたしましては、納期内納税額が前年より1,694,800円増え、率にして4%ほど伸びました。これにより、督促状が前年比152件ほど減りまして、対前年比10%減少いたしました。さらに半数以上の方が金融機関の開いている時間以外の時間帯に利用されており、働いている方の利便性向上が大幅に図られたものと考えております。今後は、より便利な口座振替納付の推進をさらに進めるとともに、コンビニ納税の費用対効果等を分析しながら、他の税目への導入も検証してまいりたいと考えております。

次に、納税貯蓄組合の役割であります。組合は、納税意識の啓蒙普及、納期内納税の推進等を目的に、町の行政基盤である税収納を支え、非常に大きな役割を担ってまいりました。しかし、近年の社会情勢の変化や個人情報保護の観点から、納税通知書の直接送付や直接納付の方々も増え、その役割は縮小し、単位組合数も減少傾向にあります。

このようななかで、納税貯蓄組合連合会でも、各単位の組合長さんからのご意見等も伺いながら今後の組織のあり方、表彰式の持ち方等について現在役員会などで検討を重ねているところであります。

2点目の商工会発行の商品券での納税についてありますが、景気の低迷による税収減が予想されている中で町税の確保は大きな課題であります。商品券での納税は便利ではありますが、いくつかの問題点もあります。まず、納税は現金や口座振替が原則で、例外的に認められるのは小切手、郵便為替、国債、地方債などの証券に限られるという法律の定めがあります。

総務省の見解でも、地方税は金銭または限定された有価証券以外での納付手段を認めることはできないとしております。

三春町商工会では、今度の定額給付金の支給にあわせて、プレミアム商品券を発行する予定であります。これは、地元の商店街での消費に当てていただき、消費の刺激と経済効果を狙ったものであり、地元の商店でのお買い物に使用するという本来の目的に沿ったご利用が適当ではないかと考えております。

なお、他の自治体で便宜を図っている事例等は今後とも研究を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 納税についてであります、納税貯蓄組合ですか、やはり徐々に本来の機能が發揮できないような、世の中が変わってきてるんだと思います。ですからその時代に合った制度を取り入れていくということが自治体にとっては一番の基本だと思うんです。軽自動車だけを見てもこれだけの効果があるということでもありますので、その他の住民税、国民健康保険税、固定資産税もコンビニのほうにスタートさせるべきではないのかなと思います。そのことによって町が税確保に潤うのではないかなと思うんです。これは2番目の商工会発行の商品券と関連があるんですけど、納税につきましては、矢祭町がやっております。皆さんご存知だと思いますが、矢祭町ではもう役場では調査などして十分ご承知だと思うんですね、むしろ納税額よりもこの制度を引いたことによって商店街が潤ったというのがあるんですよ、矢祭町は区長と消防団員の報酬の一部に以前から商品券をやってたわけですね。それをこの制度と共にちょっと商品券の額を多くしたと、そういったことが刺激となって町で住民が「どうせ買物するなら金券を買ってから物を買おう」という機運が高まって、地域通貨みたいな形になってきたということなんですね。郡山に近い三春町いま商店街もなかなか大変な時代ですね。商店街の活性化にも繋がると思うんです。その辺も十分に考えて検討していただきたいと思います。以上答弁をお願いしたいと思います。納税の4税のスタート、それから商品券についてやはり地元活性化に繋がることでもありますので、是非検討をお願いしたいということで質問としますのでよろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤住民税務課長！

○住民税務課長 ただ今の質問にお答えいたします。

納税貯蓄組合については、ご指摘の通り現在かなり活動が縮小されておりますので、先程も申し上げましたように組織の中での見直しを進めているところであります。

2点目のコンビニ収納につきまして、他の税目への導入ですが、今年度軽自動車税の導入で効果が出ているということで、さらに今後の導入について庁内でも協議を進めながら導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、軽自動車税が納期が1回に対して他の税は納期が多いという点と、コンビニでは30万円以上の支払いが出来ないということもございますので、その辺も含めまして今後検討してまいりたいと思っております。3番目の商品券の関係でございますけれども、ただ今矢祭町の事例もございました、他のところでは直接納付ではございませんで、町の職員が便宜を図って公共料金に使うというようなところもございますので、そういったことが三春町で関係する商工会などと今後相談して協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 10番渡辺渡君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（渡辺渡君） 議長より発言の許可がありましたので通告による一般質問を行います。

私の今回の質問にはタイムリーという言葉が出てまいります。今話題の定額給付金の支給時期を考えますと、昨年秋には国民の生活支援のための時期を逃し、また今度は景気浮揚が目的と言いながら2月の消費低迷時期を逃し、ましてや役所の事務の一番忙しい時期でもあり、なんとタイミングの悪いことかと思ひ、我々も何事かを行うにはそのタイミングが大事である。その時期を逃せば効果も半減させかねない。私の今回の一般質問も果たしてタイムリーなのだろうか

と期待を込めて質問をいたします。

まず第1の質問であります。町長の新年度の施政方針の中に事業の必要性や有効性、効率性を精査し見極めることにより、より優先度の高い事業に財源を振り向けることが大事であるとありますが、私も全くその通りであろうと思います。しかしながら新年度の予算の編成あるいは町政においてどの事務事業について、どのように精査され優先度を押し量られたかについては我々には示されていないわけであります。私は決算とは次年度の予算調整に資するためにあるものであり、継続事業のよってたつところは執行の実績評価すなわち決算の評価であると考えております。継続事業であれば1年のタイムラグがあるにせよ、平成19年度の決算の評価は新年度の予算の調整に反映できるわけであります。町としては当然のことながら平成19年度決算あるいは平成20年度事務事業実施についての精査・検証が行なわれその評価の基、新年度予算を編成されたものと思います。今議会の予算案審議に資するためにも数字的に表現するのが困難であれば文言での評価で結構でありますので、その分析と評価について説明をいただきたいのであります。

次に予算の執行に当たって現在1年を通して適宜に見直され、補正予算で対応されていますが、これと並行して年度を上半期下半期に二分して、上半期分を9月あるいは10月に検証し、下半期にそれを反映させた執行を行えば極めてタイムリーで精度の高い予算執行を行えるものとするものでありますが、その様な考えはないかどうか伺いたいののであります。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 10番議員の質問にお答えいたします。

新年度予算編成に当たっての基本的な視点は、「施政方針」の中で述べたとおり、次の2点であります。

第1点は、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の「選択と集中」を図ることです。

第2点は、町民とのつながりを大事にし、共に町政を運営していくこと、すなわち「協働」の取組であります。これらの視点をふまえ、7つの重点事項を定め、予算編成に取り組んだところであります。予算編成に向けた事務事業の評価結果についてのご質問ですが、町では重点事業ヒアリングや事務事業評価管理あるいは予算査定ヒアリングなどを通じて、個々の事務事業の検証・評価を実施しております。具体的な事例を若干申し上げます。例えば、保育所・幼稚園の再編ですが、中妻保育所は20年度末をもって閉園することとしました。これは、幼児数の減少と立地環境の悪化などを総合的に評価・判断し決定したものであります。従いまして、転園する子どもたちの受入に万全を期すための所要の予算を計上したところであります。

次に、中学校の再編計画ですが、まちづくり協会をはじめ関係者の皆様との協議におきまして、再編についてのご理解をいただき、事業の熟度が高まったことなどを総合的に評価・判断し、再編計画を積極的に推進することとしたものであります。従いまして、統合中学校建設計画に関する所要の予算を計上したところでもあります。予算編成方針に掲げました重点事項は政策目標であります。それらは個々の事務事業によって構成されております。これらの検証・評価につきましては、前述のとおり年間スケジュールの中で逐次実施しているところではありますが、政策目標全体としての評価・検証につきましては、まだ十分とはいえない状況であります。今後は、より良い検証・評価の仕組みを目指し、検討を進めて参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

予算の執行につきましては、年度当初に「執行方針」を掲げ、併せて重点事業ヒアリングなどにより進行管理を行っているところであります。

また、補正予算は当初予測できない行政需要が発生した場合などに、年度途中において適時編成することを基本としているところであります。

「年度を二分し、上半期の執行状況を検証し、下半期の執行に反映させる」とのご提案ですが、年間を通した事務事業に基づき予算を編成、執行している現状から勘案しますと、実施できるかについては、相当議論を深めなければならないと考えております。

限られた予算をより効果的に執行するためには、事務事業の進行管理が重要であります。組織及び個人の目標管理を徹底し、これまで以上にきめ細かい対応を行って参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺渡君！

○10番(渡辺渡君) 予算編成についてのことなのですが、我々は提示された予算案を審査・審議していく立場にあるわけです。その基本となる部分、町当局がどういうふうな先程町長ヒアリングの中で精査しているという話でありますけれど、我々提示された側にとってはどの様な精査をされたかというのは全く分からない。限られた一般質問の時間の中で全部それを申し述べようなんてつもりはございません。ただ先程6番議員の質問の中に施政方針については予算審査の中で質問してくれというような答弁がありましたんですが、我々予算審査の中で先程町長が申されましたヒアリングの内容とか精査の深度とか度合いそういうものを当局側に質問した際には、これはきちんと説明していただけるのかどうか、私も今回タイムリーという言葉を使いましたんでタイムリーエラーにならないような予算審査をぜひしたいと思いますので、それについてご答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 予算編成の手法になるかと思いますが、各課から予算要求が上がってまいります。財務課の担当が各課の担当と一つ一つ内容について検討、精査をして第1段階で財務課で良いなら要求通り、あるいは削減とかいろいろその段階で一次精査が行われるわけです。さらに担当と財務課で合わない時は、町長査定という形に上がってまいります。ここでそれらについてはさらに十分内容を検討、精査をして町長ヒアリングでそれを予算化するか、あるいは今年は見送るかそういう経過を踏んで、予算が決まるわけでありまして。従って財務担当それから職員それぞれの担当共にこの予算決まるまでにはかなりの精査、検討、やり取りがあるわけです。ですからこれから議会で細部にわたって予算の審査をしていただくわけでありまして、それらについても十分審査の中で対処していただいて十分職員とやり取りをしていただきたい。職員はその辺の経過について自信を持って説明できるはずであります。よろしくお願いします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(渡辺渡君) 次に職員の研修についてであります。ここ数年の事務報告書を見ますと、職員の研修についてはいわゆる研修センターなどにおける事務遂行のための研修が主でありまして、職場内で行われるOJTについてもまた事務遂行のための研修であろうと思います。10

0年に1度、あるいは未曾有のといわれる不況による極悪の雇用環境の中で町では直接雇用対策として緊急雇用創出資金事業などを実施し対応していくこととしていますが、逆にこれを好機として捉え、一步踏み込んで臨時雇用職員を増員して、その余剰となった分の労働力を職員の政策的な研修に充ててはいかがか、という提案であります。すなわちいろいろな分野で先進的な行政を行っている全国の自治体などへ職員を派遣して身を持って経験させ、その自治体などの政策や施策を、言葉は悪いのですが、政策、施策を盗んで帰って現在の三春の実情に合った姿にリニューアルさせて、タイムリーに町政に反映させる。当然それだけの研修をさせるには一日二日の研修では成し得ないわけで、半月や1ヶ月以上の中長期の研修になるだろうと思いますし、それなりの経費も必要になると思いますが、三春町の今から将来にかけて町にとってプラスにこそなれ、マイナスにはならないと考えますが、その様な職員研修を行わせるような考えはないか、お伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ただ今のご質問にお答えいたします。

平成21年度の臨時職員採用につきましては、これまでの行政サービスを維持する目的で61名の臨時職員を採用する予定であります。また雇用情勢の急激な悪化に伴い緊急雇用対策として新たに7名を採用し懸案となっている各種台帳の整備や資料の整理などを予定しているところであります。臨時職員は正規職員で賄いきれない事務事業を行うために雇用するもので、余剰となる正規職員はおりませんが、職員の研修につきましては、三春町人材育成基本方針に基づき、職員の意欲を引き出し、能力開発と資質の向上のため研修の充実を図っているところであります。その主な内容といたしましては、職員研修規定及び研修計画によりご質問にありましたように、福島県の自治研修センターや市町村アカデミーでの研修の実施、また職務に応じて先進地研修、職場内研修それから自己啓発研修を随時実施しております。さらには福島県との相互人事交流として平成21年度も引き続き福島県に職員1名を派遣することで計画しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺渡君！

○10番(渡辺渡君) どうも私が言わんとしている聞かんとしている部分が誤解されているのかなと思うのですが、臨時雇用の部分については今おっしゃられたように正規職員の補充という部分ではないということは理解するにしても、計画的に職員の研修を行って先進地の研修も行っているということでもありますけれども、私が言ってるのは事務遂行上の研修だけではなくて、政策的に例えばで申し上げます。例えば観光行政について今度の施政方針には滞在型という部分は抜けているようでもありますけれども、観光振興を図ると言いながらなかなか具体策が出てこない、であれば例えば越中おわらの隆盛がありますよね、秋田県の西馬音内の盆踊り、あれだけ盛り上がるものがあるわけ、秋田県の西馬音内にしてみれば1週間ぐらいホームステイや民宿に泊まって盆踊りを都会の人が習いながら西馬音内の盆踊りを見て帰るわけです。三春も街中観光だ滞在型観光という目標を立てるならば、そういう部分の先進地に行ってどういう手法でそれを行ったのか、それを身を持って経験して勉強してきて三春町の施策に生かすべきだろうと、そういう意味で私は提案しているわけなんです。ただ単に事務的に執行するだけの研修であれば、ここに立って一般質問する必要は私はないんです。今町が掲げた目標についていろんな分野の先進地があるわけですから、三春町がすべて1番だということは有り得ないわけですから、先進地に行って赴

いて職員がただ現地でぶらぶらしてきたって良いと思うんです。私は。現場がどういうふうになっているか、「書を捨て町に出よう」という言葉があるように、役場の庁内から現地に行って身を持って感じて帰ってきていただいて、今の三春町の町政に反映させていただけるような、そういう研修をさせていただきたい。そういう考えはないかどうかをお聞きしたいわけです。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ただ今の再質問にお答えいたします。

そういうまちづくりで先進地的な自治体等に伺って研修をしてはということですが、先程私の答弁で申しましたように先進地視察研修ということで、先進地的な自治体にいま町でやっているのは二泊三日とかせいぜい三日間くらいの研修でありますけれども、そういうやつは取り入れていると先程答弁させていただきました。ただもう少し数ヶ月とかそういう研修等につきましては今後の課題とさせていただきたいと思っておりますけれども、先程の議員さんの質問の中に例えば観光等ありましたけれども、観光協会のほうにも町職員を派遣しておりますので、そういう職員も含めて研修の在り方等について検討して行きたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

渡辺渡君！

○10番（渡辺渡君） 例えばで言ったのは観光なんですけど、本質的には各分野それぞれ観光だけじゃないと思うんです。農業にしろ教育にしろ何でも三春より先を行っている先進地があるわけです。その先進地に行ってそれを勉強させる研修を今だからこそやるべきじゃないかというのが私の質問の主旨なんです。町長お分かりだったら町長からも答弁いただきたいんですが、私の言っていることが理解できないのであれば、答弁してもらっても言質も何もいただけないわけですから、それは理解していただきたいんです。私の言わんとしていることを。ご理解いただければ町長からできれば一考の価値があるとか、そんなのには一考の価値もないよと、はっきりした答弁をいただきたいなとその様に思います。それで質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 考え方には同感でありますし、今までもその様な研修かなり遠方ではあってもですね、研修をさせております。ですから今後もそういう考え方をもって進めて行きたいと思っております。

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

傍聴者の皆さん方、雨の中大変ご苦勞様でございました。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって散会といたします。
大変ご苦勞様でございました。

（散会 午後2時12分）

平成21年3月18日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 影 山 敏 夫

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 税 務 課 長	佐 藤 哲 郎	保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作
産 業 課 長	吉 田 功	建 設 課 長	影 山 常 光
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	織 田 芳 子	企 業 局 長	橋 本 正 亀

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	加 藤 康 子

農 業 委 員 会 会 長	影 山 喜 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年3月18日（水曜日） 午後2時10分開会

第 1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第 2 付託議案の委員長報告

第 3 議案の審議

第 4 特別委員会委員長報告

議案第 3号 町道路線の認定及び変更について

議案第 4号 三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について

議案第 5号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について

議案第 6号 三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 7 号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 田村地方視聴覚教育協議会の廃止について
- 議案第 15 号 三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 17 号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第 19 号 三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第 21 号 平成 20 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 22 号 平成 20 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 23 号 平成 20 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 24 号 平成 20 年度三春町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 平成 20 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 20 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 27 号 平成 20 年度三春町敬老園事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 20 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 平成 21 年度三春町一般会計予算について
- 議案第 30 号 平成 21 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 21 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 21 年度三春町老人保健特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 21 年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 21 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 21 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 36 号 平成 21 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 37 号 平成 21 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 38 号 平成 21 年度三春町宅地造成事業会計予算について
- (追 加)
- 議案第 39 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について
- 議案第 41 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 議案第 42 号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時10分)

……………開 会 宣 言 ……………

○議長 ただ今より本日の会議を開きます。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 3月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた陳情事件について、その審査した経過と結果について、報告いたします。なお、審査については、3月10日、第4委員会室において行いました。

陳情第3号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会、福島県連合会田村地区連合会、議長 佐久間 善正。

福島県の最低賃金は全国で31位と低位にあり、一般労働者の賃金水準とも差がある状況であり、最低賃金の発効日が例年10月に入ってからとなっております。

労働者の生活改善をはかり、貴重な労働力を他県へ流出させないためにも、福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げることにについて意見書を提出すること、さらに、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、発効日を早めることにについて意見書を提出することは妥当であることから、当委員会は、全員一致採択すべきものと決しました。

陳情第4号、「雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について」。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会、福島県連合会田村地区連合会、議長 佐久間 善正。

近年、日本の雇用・就業形態は、国際競争力維持のため雇用規制を緩和したこと等により、非正規雇用の増大など多様化へと大きく変化しました。このため、労働者の不安定雇用や低賃金などの格差問題も生じています。

こうした中、アメリカ発の金融危機に端を発した世界的な景気の減速は、我が国の経済に大きな影響を及ぼし、多くの労働者の雇用喪失が心配される状況にあります。

そのような中で、働く者が健康で、安心して働き続けられる雇用の場の創出、格差の拡大・固定化に歯止めを掛け、是正を図るため、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出は妥当であることから、当委員会は、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長　　3月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた陳情事件について、3月9日・12日・17日・18日の4日間にわたり第3委員会室において審査した経過と結果について報告いたします。

陳情第1号、「物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める陳情書」。

陳情者、全日本年金者組合田村支部、支部長代行 佐藤 一正。

この陳情事件については、昨年前半の急激な物価上昇が継続している場合には検討の余地がありましたが、現在の経済状況を考慮すると現状維持もやむなし、との見解で一致し、本陳情については、不採択とすべきものと決しました。

陳情第2号、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書」。

陳情者、福島県保育連絡会、世話人代表者 大宮 勇雄。

この陳情事件については、12月定例会においても付託を受け、採択と決した経緯があります。その後、急激な少子化に変化はなく、次世代を担っていく子どもたちが健やかに成長することは、われわれの喜びであり、目指すところでもあります。

子どもの教育の充実と福祉の向上、子育てをする保護者の負担軽減などの支援は重要である、という見解で一致し、本陳情については、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会が3月定例会に付託を受けました陳情事件についての、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長　　ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長　　日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長　　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月5日、9日、10日、11日、12日、16日、17日、18日の8日間にわたり第1委員会室において開会いたしました。

議案第4号、「三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、国の平成21年度介護報酬の改定等に合わせて、介護保険料の急激な上昇を抑えることを目的に、基金を設置するため、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、子育て支援の一環として、子どもの医療費の助成年齢を引き上げ、12歳までとし、施行期日を本年10月1日と定めるため、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案の

とおり可決すべきものと決しました。

議案第 6 号、「三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、三春町敬老園の事務事業については、平成 21 年 4 月 1 日から指定管理者が行うこととなったため、本条例を廃止するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 7 号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、住民税務課を住民課と税務課の 2 課に分けて、事務を役割分担させるため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、「行政機構の再編にあたっては、より一層、事務の効率化を進め、町民へのサービス向上に努めることを第一にする。」よう意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、近隣市町村等との比較や、審査内容の拡大等を照らして考え、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬額を増額するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号、「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、近隣市町村等との比較や活動内容が拡大していることを照らして考え、消防団長の報酬額を増額するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 21 号、「平成 20 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第 6 号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入においては、財産運用収入、寄附金、病院事業貸付金元利収入等の追加と、町民税、財政調整基金繰入金、町債等の減額が主なものであります。歳出においては、財政管理費等の追加と企画費、賦課徴収費、三春病院費等の減額が主なものであります。

また、繰越明許費については、公共施設地上デジタル化改修事業、定額給付金給付事業費等が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 28 号、「平成 20 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第 2 号）について、詳細な説明を受けました。歳入においては、一般会計長期借入金の減額であります。歳出においては、一般会計長期借入金償還金の追加と、医療機器等備品購入費の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 29 号、「平成 21 年度三春町一般会計予算について」。

財務課長をはじめ、関係課長等の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 35 号、「平成 21 年度三春町病院事業会計予算について」。

財務課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いた

しました結果、本予算案は、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 3月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は3月5日、9日、10日、11日、12日、16日及び18日の7日間にわたり現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第3号、「町道路線の認定及び変更について」。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

路線番号585号、586号、587号、692号、693号、694号、695号、696号、697号については、住宅団地内道路としての移管により、906号については工業団地内道路としての移管により新たに町道に認定するものであります。また、路線番号109号については、路線網の見直しにより町道路線の変更をするものであり、現地調査も含め慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定及び変更すべきものと決しました。

議案第18号、「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は三春の里農業公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、「三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について」。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は三春滝桜臨時駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は三春ダム資料館物産展示室の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、「平成20年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第6号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、土木使用料、農林水産業費県補助金、不動産売払収入、土木債等の補正が主で、歳出については、農業振興費、農業改良費、商工振興費、道路整備費、公園緑地費、公営住宅費等の補正が主なものであります。また、土木費の道路維持工事費を繰越明許するものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、「平成21年度三春町一般会計予算について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、予算についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、商工使用料、土木使用料、土木費国庫補助金、商工費県補助金、農林水産業費県補助金、土木費受託収入、土木債等が主であり、歳出については、農業委員会費、農業総務費、中山間地域等直接支払推進事業等に係る農業振興費、農業改良費、農道整備事業費、商工振興費、滝桜臨時駐車場管理に係る観光振興費、企業誘致事業費、道路維持費、南

原芹ヶ沢込木線、柏崎大峰線等に係る道路整備費、桜川改修計画費、城山公園修景整備に係る公園緑地費、公園住宅費が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 36 号、「平成 21 年度三春町水道事業会計予算について」。

企業局長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。地方公営企業法に基づく独立採算による事業経営を基本として、浄水場等水道施設及び簡易水道施設の維持管理、並びに老朽配水管改良等を主とした予算であり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 37 号、「平成 21 年度三春町下水道事業等会計予算について」。

企業局長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の下水道 3 事業の運営に企業性を発揮させるため、地方公営企業法を全部適用させ、下水道事業等会計とした予算であり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号、「平成 21 年度三春町宅地造成事業会計予算について」。

企業局長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。宅地造成事業の運営に企業性を発揮するため、地方公営企業法を全部適用させ、宅地造成事業会計とした予算であり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 3 月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

なお、本委員会は 3 月 9 日・10 日・11 日・12 日・17 日及び 18 日の 6 日間にわたり第 3 委員会室において開会いたしました。

議案第 9 号、「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律が平成 21 年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、福島県の補助金交付要綱が改正されるため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 10 号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、三春町が実施する施設健診の詳細健診及び乳がん検診を追加するため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 11 号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、介護認定審査会委員の定数を増やすとともに、第 4 期介護保険事業計画期間中の保険料の額を月額 3,185 円と定めるため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第 12 号、「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

住民税務課長、清掃センター長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が平成21年4月1日から施行されることに伴い、別表に所要の改正を加えるとともに、処理手数料の取扱区分をわかりやすくするため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第14号、「田村地方視聴覚教育協議会の廃止について」。

教育長、生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、平成21年3月31日付けをもって、田村地方視聴覚教育協議会を廃止するものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第15号、「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、三春町福祉会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第16号、「沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、沢石地区福祉館及び白山福祉館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第17号、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受け、審査いたしました。

本案は、三春町生活工芸館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第21号、「平成20年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」。

本案は、教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民税務課長、清掃センター所長、生活環境グループ長の出席を求め、所管に係る部分についてそれぞれ詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては民生費国庫支出金民生費国庫負担金等の追加と、県支出金民生費県負担金等の減額であり、歳出においては衛生費保健衛生総務費・教育費幼稚園管理費・歴史民俗資料館費等の追加と、民生費老人福祉費・後期高齢者医療費・敬老園改築事業費・児童福祉総務費・衛生費予防費・教育費学校管理費・社会教育総務費・交流館費・保健体育総務費等の減額であり、審査の結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第22号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第4号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては国庫負担金、県負担金、前期高齢者交付金等の追加と、共同事業交付金、保険基盤安定繰越金の減額であり、歳出においては療養諸費及び予備費等の追加であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ4,265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,212万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第23号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の減額であり、歳出においては徴収費及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ2,781万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,106万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第24号、「平成20年度三春町老人保健特別会計補正予算（第2号）について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金の減額であり、歳出においては医療諸費の減額であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ3,152万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,941万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第25号、「平成20年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第3号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては財産運用収入の追加と、介護保険料、国庫負担金、同補助金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金の減額であり、歳出においては総務管理費及び予備費等の追加と、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費、特定入所者介護サービス等費の減額であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1億2,392万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,140万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第26号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本案は、住民税務課長、清掃センター所長、生活環境グループ長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては一般会計繰入金の追加と、バス利用料の減額であり、歳出においては町営バス運行事業費の追加であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,429万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第27号、「平成20年度三春町敬老園事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。

歳入においては敬老園費負担金及び諸収入の追加であり、歳出においては一般会計繰出金の追加と、敬老園事務費、敬老園事業費の減額であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ118万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,033万円とするものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第29号、「平成21年度三春町一般会計予算について」。

本案は、教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民税務課長、清掃センター所長、生活環境グループ長の出席を求め、所管に係る部分について予算書、説明資料に基づきそれぞれ詳細な説明を受け、審査いたしました。

所管に係る事項のうち、歳入は民生費負担金、教育費負担金、衛生費負担金、民生費使用料、教育費使用料、民生費国庫負担金・県負担金・国庫補助金・県補助金、教育費国庫補助金、衛生費県補助金等であり、歳出は地方バス路線維持対策補助金、民生費社会福祉費・児童福祉費、衛生費保健衛生費、教育費学校管理費・教育振興費・社会教育費・保健体育費等が主なものであり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第30号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計予算について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき予算全般について詳細な説明

を受け、審査いたしました。予算規模については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億８億６、４５６万円であり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第３１号、「平成２１年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき予算全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。予算規模については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億５、８５３万円であり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第３２号、「平成２１年度三春町老人保健特別会計予算について」

本案は、保健福祉課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき予算全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。予算規模については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億３１１万円であり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第３３号、「平成２１年度三春町介護保険特別会計予算について」。

本案は、保健福祉課長の出席を求め、予算書、説明資料に基づき予算全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。予算規模については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億２億９９５万円であり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第３４号、「平成２１年度三春町町営バス事業特別会計予算について」。

本案は、住民税務課長、清掃センター所長、生活環境グループ長の出席を求め、予算全般について詳細な説明を受け、審査いたしました。予算規模については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億７８９万円であり、審査の結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第３により、議案の審議を行います。

議案第３号、「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４号、「三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、「三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 1 号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 2 号、「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 3 号、「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 4 号、「田村地方視聴覚教育協議会の廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、「沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、「三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第21号、「平成20年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより議案第21号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第22号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより議案第22号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第23号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、「平成20年度三春町老人保健特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、「平成20年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２７号、「平成２０年度三春町敬老園事業特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第２７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２８号、「平成２０年度三春町病院事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

資本金収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第２８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２９号、「平成２１年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第２９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、「平成21年度三春町老人保健特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３３号、「平成２１年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第３３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３４号、「平成２１年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。
これより議案第３４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３５号、「平成２１年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入、支出全般について質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。
これより議案第３５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３６号、「平成２１年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入、支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第３６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３７号、「平成２１年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第３７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３８号、「平成２１年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第３８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただ今、5番儀同公治君ほか2名より、議案第39号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、6番日下部三枝君ほか2名より、議案第40号「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について」、11番佐久間正俊君ほか2名より、議案第41号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、3番渡辺泰譽君ほか2名より、議案第42号「雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第42号の4議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。
議案を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配布)

○議長 議案第39号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5番儀同公治君！

○5番(儀同公治君) 議案第39号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」。

三春町議会委員会条例(昭和38年三春町条例第17号)の一部を別紙の通り改正する。

平成21年3月18日提出

提出者、三春町議会議員 儀同公治。

賛成者、三春町議会議員 上石直寿。

賛成者、三春町議会議員 渡邊勝雄。

提案理由。

三春町行政組織条例(平成13年三春町条例第1号)が改正され、平成21年4月1日より三春町行政組織が変更となることに伴い、本条例を改正するものであります。

三春町議会委員会条例の一部を改正する条例

三春町議会委員会条例(昭和38年三春町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウを次のように改める。

ウ 税務課に関すること。

第2条第3号ウを次のように改める。

ウ 住民課に関すること。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

条例の内容については、別紙の通りであります。慎重審議の上、可決されますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 議案第40号、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成21年3月18日提出

提出者、三春町議会議員 日下部三枝。

賛成者、三春町議会議員 陰山 丈夫。

賛成者、三春町議会議員 佐藤 弘。

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会、第169回通常国会、第170回臨時国会において「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書」が衆参両院で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならない。

ところが、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議、社会保障審議会少子化対策特別部会などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容とは逆行するものである。厚労省が提案した制度改革案は、保育行政推進のために果たしてきた自治体の役割を不当に評価しており、こうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充することが必要である。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるにあたり、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえたうえで、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入し

ないこと。

2. 子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わず、抜本的に改善すること。
3. 待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。
4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。
6. 保育制度改革にあたっては、保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること。
7. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

財務大臣 与謝野馨 殿

厚生労働大臣 舩添要一 殿

総務大臣 鳩山邦夫 殿

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

福島県田村郡三春町議会議員 本多 一安。

ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第41号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

11番佐久間正俊君！

○11番(佐久間正俊君) 議案第41号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成21年3月18日提出

提出者、三春町議会議員 佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員 佐藤 一八。

賛成者、三春町議会議員 小林 鶴夫。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

厚生労働大臣 舩添要一 殿

福島労働局長 永山寛幸 殿

福島県田村郡三春町議会議長 本多 一安。

ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第42号、「雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番渡辺泰譽君！

○3番(渡辺泰譽君) 議案第42号、「雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成21年3月18日提出

提出者、三春町議会議員 渡辺泰譽。

賛成者、三春町議会議員 影山初吉。

賛成者、三春町議会議員 小林鶴夫。

雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書。

我が国の雇用・就業形態は、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、非正規雇用の増大を伴った多様化へと大きく変化した。一方で、やむを得ず非正規雇用で働く労働者も多くなり、不安定雇用や低賃金などの格差問題も生じている。特に、労働者派遣や請負労働については、ワーキング・プアの温床となるなど極めて深刻な状況にある。

こうした中、アメリカ発の金融危機に端を発した景気の減速は、我が国の実体経済にも大きな影響を及ぼし、特に製造業を中心として事業縮小や企業倒産などが相次ぎ、派遣・請負を中心とする労働者約40万人の雇用喪失が見込まれる緊急事態を招いている。

失業者の大量発生そして雇用における格差問題に直面しているいま、誰もが健康に充実して働き続けられるよう、雇用の場の創出そして格差の拡大・固定化に歯止めをかけ、是正を図る政策が重要である。

よって、国においては誰もが健康に充実して働くことができ、将来への希望が持てる社会の実現に向け、特別会計積立金などを有効に活用し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 労働者派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。
2. 非正規雇用労働者に対する雇用保険の加入条件の緩和や給付日数の延長を行うこと。
3. 実効ある景気回復策と併せて雇用の安定・創出策を速やかに講ずること。
4. 企業には雇用を守る社会的責任があることから、便乗的な人員整理などが行われないよう強く指導・監督すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

厚生労働大臣 舩添要一 殿

福島県田村郡三春町議会議長 本多 一安。

ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第5により、特別委員会の委員長報告を求めます。

会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の付託に係る事項についての中間報告を求めた

いと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長 桜川河川改修推進特別委員会より報告します。

平成20年度は4月臨時議会から、桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて担当より報告を受け、慎重審査をしてまいりました。

これまでの審査内容について概要を申し上げますと、昨年4月の臨時議会において、桜川河川改修事業が福島県における土木事業の最重点事業の1つとして取り組んでいただけることが決定し、今年度から5ヵ年を目途に未完了区間約2.7km全区間の改良を実施予定であることの報告を受けました。

これら県の方針及びスケジュール等については、4月臨時議会同日に開催されました議会全員協議会において全議員に説明された事をはじめ、各地区代表者からなる「桜川改修を進める会」には5月27日に、関係する町民の皆様には7月10日に下流部、11日に上流部にわかれ開催の説明会において説明されました。

6月定例議会では、桜川河川改修が計画通り推進されますことはもとより、河川改修及び関連する県道改良事業や都市計画事業が三春町のより良い景観形成、中心市街地活性化及び良好な「まちづくり」に寄与するように、町が国及び県の関係機関に対し要望を実施したことが報告されました。

9月定例議会では、平成20年度の事業実施状況及び河川改修事業に関連する県道飯野三春石川線新町工区の改良事業についての説明を受けました。併せまして桜川及びその周辺の景観検討のための委員会の設置について説明を受けました。

12月定例議会では、有識者、町各種団体の代表者及び地区代表者からなる「桜川景観・まちづくり検討委員会」が設立されたことと協議状況の説明を受けました。

また、町民の皆様が自由に参加し議論できる「桜川景観・まちづくりワークショップ」も開催されていることが説明されました。

3月定例議会では、平成20年度の実施状況の報告を受けました。

なお、当委員会では平成20年11月27日、28日に会津美里町及び山形県新庄市の先進的な河川改修事業について研修を実施しました。

これまでの研修の多くは行政視察がほとんどでありましたが、山形県新庄市では河川の利活用を実際に実施しています市民団体の代表の方々との意見交換もでき、これまで以上の成果を収めることができました。

また、今年度から委員長の私が「景観・まちづくり検討委員会」の委員として会議に参加しているほか、町民の皆様の声を直接お聞きし、河川改修はもとより三春町のより良い景観形成及び良好なまちづくりが推進されますように、全委員が桜川はもちろん関連事業の地元説明会、「桜川改修を進める会」及び「景観・まちづくりワークショップ」へ積極的に参加して参りました。

つきましては、桜川河川改修の着実な推進のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、積極的かつ慎重な審査を継続して実施していく必要があると考えられますので、三春町議会会議規則第71条の規定に基づき、継続審査といたしたく報告します。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いた

します。

当委員会は、三春町立学校再編に係る諸問題について、審査・調査などを行うことを目的に、平成20年6月定例会において設置されました。

当委員会の設置に先立ち、平成20年1月21日、町当局より町立中学校再編計画の素案が議会に示され、同年6月4日には第2回目の協議を行い、議論を重ねてきたところでもあります。

昨年9月、第1回目の委員会では、学校施設の耐震診断調査によりDランクとなった三春小学校西側の階段室と御木沢小学校体育館の耐震化の概算事業費の内容、それらに対する財源の内訳、さらには今年度末をもって閉所される町立中妻保育所の閉所に係る経緯などについて審査を行いました。

また12月には、第2回目の中学校再編計画案に対する要田地域振興連絡協議会による要田地区の意見集約結果の内容、今年度の学校施設耐震化事業への取り組み状況などの報告を受けました。

また本日は第3回目の特別委員会を開催いたしました。中学校再編計画に係る経過の総括と田村市との協議経過などについて審査を行いました。

この間、昨年8月30日の沢石地区を皮切りに、11月1日まで町内全地区で開催された中学校再編計画案の地区説明会へ委員各位のご出席をいただき、各地区の状況や要望などについて調査を行ったところであります。

近年の急激な少子化により学校の小規模化が進行していることから、将来の三春町を担う子供たちの教育環境を整える学校の再編問題は、三春町にとって極めて重要な課題であります。

当委員会としては、これらを鑑み、今後とも議論を重ねながら、広い視点に立ち、審査・調査の継続に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、三春町議会会議規則第71条の規定に基づき、継続審査といたしたく中間報告とさせていただきます。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 議員の皆さん方には長丁場の3月定例会、精力的に議案の審査をしていただきまして全議案可決をしていただきまして、ありがとうございます。

21年度の予算の執行にあたりましては、より以上に吟味をしながらしっかりと取組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご鞭撻をお願いを申し上げて、挨拶いたします。ご苦勞様でした。

.....閉 会 宣 言.....

○議長　それでは3月定例会、長きに渡ってそれぞれスムーズな議会運営にご協力をいただきまして心から御礼を申し上げたいと思います。これをもって平成21年三春町議会3月定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会　午後3時43分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年3月18日

福島県田村郡三春町議会

議　　　　　長　　　本　多　一　安

署　名　議　員　　　渡　邊　勝　雄

署　名　議　員　　　柳　沼　一　男

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 3号	町道路線の認定及び変更について	全 員	原案可決
議案第 4号	三春町介護保険臨時特例基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5号	三春町子育て支援医療費助成に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6号	三春町敬老園事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9号	三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	田村地方視聴覚教育協議会の廃止について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第16号	沢石地区福祉館及び白山福祉館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第17号	三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第18号	三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第19号	三春滝桜臨時駐車場に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決

議案第20号	三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第21号	平成20年度三春町一般会計補正予算(第6号)について	全 員	原案可決
議案第22号	平成20年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第23号	平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第24号	平成20年度三春町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第25号	平成20年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第26号	平成20年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第27号	平成20年度三春町敬老園事業特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第28号	平成20年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第29号	平成21年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	平成21年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第32号	平成21年度三春町老人保健特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	平成21年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第34号	平成21年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第35号	平成21年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第36号	平成21年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第37号	平成21年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決

議案第38号	平成21年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第39号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第40号	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第41号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第42号	雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書の提出について	全 員	原案可決